矯正図書館

~~2126~~

司法省
2126
K1-2-51
昭和13.9.
矯正研究所

刑政月報

八月號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）
昭和十八年七月二十八日印刷納本　昭和十八年八月一日發行

第五十六卷　第八號



矯正図書館

刑政日誌

自昭和十八年六月 一 日
至 六月二十九日

六月 一日 企業整備要綱決定 △翼賛政一億戦闘實践運動要項決定 △江南作戦綜合戦果敵遺屍 三萬六千 △英軍開戦以来人員損害五十一萬五千

六月 二日 大日本勞務報國會發足

六月 三日 解放佛國民委員會北阿成立

六月 四日 食糧増産應急對策要綱決定 △アルゼンチンに革命勃發

六月 五日 故山本元帥國葬 △遣支軍四月中綜合戦果發表敵死二萬一千

六月 七日 第二次長沙作戦における糸日谷部隊の武勲上聞に達せる旨發表

六月 八日 日獨銀行支拂協定調印 △ソ聯、國際共産黨の解體決定

六月 九日 東京都官制案要綱發表 △情報局諮議に九氏委嘱發表

六月 十一日 バンテラリヤ島伊軍停戦

六月 十二日 日本、亜國新政府承認

六月 十四日 十八年度追加豫算案決定

六月 十五日 第八十二臨時議會成立

六月 十六日 比島本年中に獨立附與、首相議會で大東亜建設理想を闡明 △ルンガ沖航空戦

六月 十八日 印度總督にウェーヴェル新任

六月 十九日 第八十二臨時議會開院式 △チヤンドラ・ボース氏記者團と會見し決意披瀝 △米發坑爭議再惡化

六月 二十日 比島獨立準備委員に委員長ラウレル氏以下二十氏任命

六月 二十一日 皇后陛下銃後農村御視察、△永野、寺内、杉山三大將に元帥の稱號を賜ふ △奥、佐世保鎮守府長官に南雲、小松中將親補、△中聯銀、滿銀へ九千萬圓借款供與調印

六月 二十二日 遣支軍江南作戦綜合戦果發表、蔣軍戦死四萬五千

六月 二十三日 初代東京都長官に大達茂雄氏内定

六月 二十四日 勤勞行政職場の一部五統制會に委譲決定

六月 二十五日 學徒戦時動員體制確立要綱決定、△第二回行政査察使藤原銀次郎氏勅命

六月 二十八日 地方行政刷新強化方策要綱發表 △企業整備資金措置法施行令案決定

六月 二十九日 内閣、各省委員改任

刑務訓

一、聖旨ヲ奉戴シ奮忠率公克ク其ノ職域ニ於テ聖業ヲ翼賛シ奉ランコトヲ期ス

一、堅忍持久難關ヲ克服シ率先範ヲ垂レ受刑者ヲシテ光榮アル皇國臣民ニ復歸セシメンコトヲ期ス

一、官紀ヲ重ンシ上命下服協和一致克ク刑務官精神ヲ昂揚シ事ヲ以テ其ノ重責ヲ果サンコトヲ期ス

矯正図書館



月刊刑政

主張



行刑の職域ほど強の下の力持はないと云はれる。

この職域に働く者のあらゆる努力にも拘らず顧られるところが薄いと云ふ意味に於ては正にその通りであり、現に亦、行刑が、國家生活の落伍者たる犯罪人を對象とする關係上、國家機構の消極的部面を擔當する限り、寧ろ當然なことであると云ふべきであらう。

しかし、この言葉は自嘲的な意味に觀念せらるべきではなく、寧ろそこにこそ行刑の使命の崇高さと高き誇りとを感ずべきであらう。

凡そ、國家機構に積極的部面と消極的部面との區別の存すること は已むを得ざるところであるが、しかし、それは、飽く迄も全體として國家の發展に奉仕するものであり、その擔當する活動分野の積極的なると否とに依つて價値的に上下の區別のあるべき筈はない。事は、齊しく強の下の力持であるとせらるる行刑自體の內部に於ても同樣であり、殊に今日の如く、行刑が國家緊要の積極的生産面に大きく飛躍することに依つて、聖戰完遂の一翼たる任務を完うせんとする秋に於ては尚更のことであらう。

積極的部面の遒勁なき活動の陰に消極的部面の擔當者のかくれた努力のあることは爲政者の常に顧慮しなければならぬところではあるが、われわれの立場からは顧られることの厚薄を問題とすべきではなく、寧ろ顧られざる職域に甘んじて正しい日本的自覺の下に眞摯な營みが爲されてゐるか否かを問題とすべきであらう。われわれは、ただひたすらに、われわれの仕事の少しでも多く國家の發展に寄與するところあらむことを必ずるのみである。

この心構の反省に欠くるところなき限り、移設道德を云爲し、羨望や早期を問題とすべき餘地はあるまい。行刑は飽く迄、かくれた使命に負ふ所が大きい。

目次

表紙繪(沐浴)……初山 滋

主張……(一)
戰時下行刑の使命……吉田 律(二)
面姓記……石川 達三(四)
鮮の美しさ、力強さ……藤田 元子(八)
世界戰局と企業整備……原 祐 三(一三)
教育者ノート(下)……遠田 知道(一四)
錬成の記……福井 徹(一七)
莊子物語……聽八郎(一九)
千葉刑務所構外作業場の近況……浪田 豫治(二一)
汽車・電車……吉田甲子太郎(二三)
人と事業と……せに平二(二六)
南のたより……(二六)
例規……(二八)
刑務所だより……(二六)
刑務官異動……(三三)
俳壇・歌壇……(三七)

八月號

刑政第56巻第8号
矯正図書館



戰時下行刑の使命

吉田律

事變勃發の當初、司法省が音頭を取つて、遵法精神昂揚運動を全國的に展開したことがある。その頃、これに相呼應して、第二東京辯護士會の總會が、上野の精養軒で開催せられ、席上樞密院議長倉富勇道博士の遵法精神に關する講演があつた。

引續き別室に於て、晩餐會が開かれ、會長たる松本烝次博士の挨拶があつた。例によつて頗る明快な、そして極めて諧謔に富んだ傾聽に値する内容のものであつた。その中に「遵法々々と强らるゝけれども、此の頃のようなお粗末千萬な、然も盛りたくさんな法令では、遵法しようにも遵法する氣になれない。例へば宴會の御馳走にしてからが、甘くもないものを、でか〳〵並べられては、ナイフもフォークも取りたくなくなる。昨今は正に法令のインフレ時代だ」と云つたような趣旨のことを述べられた。どこか急所に觸れるところがあつたと見へて、方々から急霰の如き拍手が起つた。

當時、わたくしを訪問した或會社や工場の庶務課長が、法令の發布を見るたびに、法文の解釋や檢討に寧日なき有樣で、難解の個所に出會へば、それ〳〵内務省へ照會して、まだ其の回答を得ない内に、次から次へと改廢されるので、困り抜いてゐると述懐した。さうした實狀にあつた際なので、松本博士の法令のインフレ論はひどく利いた譬である。

すると、岩村司法大臣が立つて、招待された側を代表しての謝辭の中に「松本先生の御主張は、至極御尤ではあるが、然し唯今は、御承知の通り戰爭してゐるのである。何んとしても勝ち抜かねばならない。それには各方面の體勢を急速に整備し、之れに順應した法令をどしどし制定する必要がある。ぐづぐづしてゐては急場の間に合ひかねる。從つて多くの法令の中には、お粗末なものもあらうと思ふが、そこは我慢して貰はねばならぬ。先生の如き權威者が、左樣なことを申されては、國民は法令を輕ろんじて、さらでだに遵法しなくなる處れがある。かくては由々しい大事であるから、先生の御說は、此の場限りにして頂きたい」と述べられ、所謂笑中劍と云つた程度の反駁があつた。極めて條理を盡した妥當な言ひ分で、滿場の納讃を浴びたことは云ふまでもない。

原博士の蘊蓄を傾けての講演、松本博士の諧謔、岩村司法大臣の卓見等なかなか堂に入つたもので、戰時下に於ける法的關係と、之に對する各人各樣の立場なり見解を、遺憾なく表明せられた感があつて、興味津々たるものがあつた。

その際、尚松本博士は「但し司法省關係の法令に關する限り、お粗末ではないことをことわつて置く」旨附言せられた。之れは必ずしもお世辭ばかりではない。事實司法部關係の法令は、職掌柄如何にも入念に立案され、從つて公布せられたものにそつのあらう筈がない。さるかわり、實施に至るまでに驚くばかりの歲月が流れて行くのを常とする。玆に一々その例を擧ぐるまでもないこと、思ふ。

行刑の分野に於ても亦然りである。基本法典なり、乃至は收容者の處遇に關する法令の改正が叫ばれ、或は立案に着手されたことが流布されて以來、既に久しい。然し今にその實現を見るに至らない。にも拘らず行刑の實體は、支那事變勃發此の方、豫想もしない變轉を遂げ、その運營に當つては、膠着狀態にある法令のみに頼寄つてゐる譯に行かなくなつたのである。基本法典は兎も角として、末梢的法令は、之を押し曲げへし曲げつゝ、躍進に躍進を續けた恰好である。行刑累進處遇令の如きは遙か後方に、おいてきぼりにされて居ると云つても敢て過言ではあるまい。之れも、戰ひ抜くためであり、勝ち抜くためと思へば是非ないこ

矯正図書館

とであらう。

本年の四月に開催された地方長官會議の席上に於て、東條總理は

「政府に於ては、特に鐵鋼、石炭、船舶、輕金屬、航空機等重要物資の生産増強については、特別の手段を採ることとし、既に戰時行政特例法等の御制定を仰ぎ、從來の行掛りに捉はれず、法規の壁肘をも除く途を拓いた次第である。今後各方面に亙つて更に工夫を凝らし、諸計畫に何等遲滯ならしむるは素より、一歩進んで、計畫以上の增産を期して努力する所存である。諸君においても時局に鑑み、政府の意を體し、區々たる準繩に捉はれず、適時適應の處置に出で、思ひ切つて生産増強の指導に當られんことを切望する」

旨を訓示してゐる。その要は、生産増強の指導に當つては、徒らに法令の枝葉末節に拘泥せず、區々たる慣例に捉はれず、時に應し機に臨み、所謂臨機の處置を講ぜんことを示唆したのである。

東條總理は、あらゆる機會に右の趣旨を強調するを例とする。刑務界に在りては、この訓示を待つまでもなく、自己の全責任に於て、既にその處置に出でつゝある。それ故、若し常軌を逸したる刑務官ありとせば、行刑は邪道に陷るの危險なしとしない。今日程、吾々刑務官に取つて、行刑に對する誤りなき見解と、正しき信念と、そして聰明さとを要求する時代はないであらう。

乘田變じて海となる、所謂桑海の變と云ふ古語がある。現代の世相に用意された言葉の如く思はれてならない。近來の變りかたは、唯々驚くの外はなく、戰爭完遂の目的を中軸として、政治にせよ、經濟にせよ、あらゆる制度機構が急速轉して、その相貌をかへつゝある。

學校の卒業期が、著しく短縮されたと思つてゐる内に、學徒戰時動員體制が確立せられて、國家の要請があれば、學生はいつでも身を挺して、之れに應ずることになつたのである。

その昔、福澤諭吉の學徒が、上野の森に銃聲を聞きながら、學業をつゞけたと云ふ有名な逸話があるが、さうした超然たる態度は、今日では最早許されない。

朴訥の下駄を引きづりながら、デカンショーを歌つて街頭を高路活歩した學生々活は、昔の夢で、左様な餘裕があるならば、航空や海岸や、機甲や馬事に關する特技訓練に專念して、有事即應態勢を整へて置かねばならないし、喫茶店やミルクホールで、大言壯語して居るいとまがあるならば、生産工場に飛込んで、旋盤やミーリングと取つ組み合つて、緊要物資生産増強に奉仕しなければならないのである。

女學生ですら、看護や保健衞生の訓練にいそしんで、必要に際しては、戰時救護の任務に從事することになつた。

然しかゝる現象は、獨り我國のみではない。敵米國の如きは、とうの昔學生戰時勤員制を實施したのである。アメリカ學生の戰爭熱は物凄く、東京空襲の暴擧を夢みて、毎日數千名の學生が、全米各地の徵募事務所に殺到し、空軍志願に勇み立つてゐると云ふことである。最近の我國に於ても無論である。

日米の學生は、嘗てロサンゼルスのオリンピック大會に於て、スポーツによつて輸贏を爭つたのであるが、今や太平洋の海と空とで再び相ひまみえ、互に祖國の運命をかけて、雌雄を決せんとす。血に燃ゆる青春の學徒と學徒とが、洋上の大空に於て、凄絶極まりなき空中戰を現出するの日もさう遠くはあるまい。いや既に現出してゐると云ふことである。誰れかかゝるくしき運命を、羨望し得たものがあらうか。

輝かしい希望に燃え、樂しい未來の夢を抱いて、遙々渡を負ふて象牙の塔に集つて來た學生すら、國家の要請に應ずべく、訓練に精進してゐる際、受刑者をして墻壁の奥深く閉込め、依然として改過遷善を說き、社會復歸性を涵養するなどと、消極的お託宣に甘んじてゐる時勢ではあるまい。よろしく國民とその歩調を共にすべく、全國的に受刑者の總動員を斷行し、國家の總力戰に參加せしむべきであらう。斯くしてこそ戰時下の行刑は、その存在の意義があり、生命があると云ふものである。

政府は遂に、昭和十八年度國家總動員計畫なるものを發表した。その中に、國民動員計畫と生産擴充計畫とがある。何れもその對象の内には、刑務所なり受刑者が包含されてゐないことは言ふまでもないが、進んで之に參加し、若し參加不能とせば、側面より之を應援して、一役買つて出ることが、受刑者をして國家の總力戰に參加せしむる所以であり、またさうしなければならないものと信ずる。

國民動員計畫に在りては、軍需産業とか、生活必需品産業とか、交通業、農林水産業、國防土木業等の勞務者の外、本年度は、さらに各種學校在學者、産業整備による轉出者、内地在住の半島人勞務者等を對象として、配置計畫を樹て、國民動勞の適正配置を行つてゐるのである。俘虜をも重要産業方面に活用してゐる有樣である。

然し近來は供給方面が非常に窮窟になつてゐるのであるから、受刑者を出動せ

矯正図書館

しむることは、その補ひにもなり、從つて勞務の配置、轉換を多少でも圓滑にするのではないかと思はれる。尤も之れまでに、隨分多くの受刑者を構外作業に出してゐる。或護者の關係上之れ以上は最は無理かも知れないが、然し工夫次第によれば、まだ其の餘地があるのではないかと思料する。

本年度の生産擴充計畫の特質は、大東亞戰爭の現段階に對應して、敵の反抗を徹底的に破碎し、皇國の勝利を決定的に導くために必要な物的戰力を、飛躍的に增强することを至上目標としてゐると云ふことである。而して物的戰力の增强とは、之を具體的に云へば、鐵鋼、石炭、輕金屬、飛行機、船舶の五大重點産業の增强を圖ることである。

然るに戰爭がいよいよ長期化し、大規模な作戰が展開されるに從つて、國防兵力の動員は、青壯年男子を中心として、次第に擴大强化され、そのため銃後生産陣から、青壯年が簡拔せられ、少年、婦人、轉業者、徵用者等が之れに取つて代はらねばならない。政府が近く工場法の戰時特例、工場就業時間制限の廢止、鑛夫就業扶助規則の特例等を實施し、女子と少年の勤勞に對する制限を廢止することゝしたのも、其の用意の一端と見ることができよう。

これまでの規則によると、補助職工といはれる女子や滿十六歲未滿の男子は、一日十一時間以上の就業が禁止されてをり、深夜業もやつてはいけないことになつてゐた。これと同時に六時間までの就業の場合は三十分間、それを超ゆる場合は一時間の休憩時間を與へること、月二日以上の休日を設けること、また危險性の多い仕事に就業することも禁止され、特に妊産婦については原則として出産四週間前から產後は六週間まで休養をとらせること、生後一年までは三十分間の授乳時間を一日二回以上與へることなど、種々の制限があつた。それが今回の特例で、五大重點産業に從事する指定工場や、石炭の鑛山に在りては、右の制限が自然に撤廢される譯である。

然し何んと云つても少年や女子や徵用者は、未經驗な勤勞能力の低い者であるから、是等の者による製品が、質に於ても量に於ても、次第に低下して來ることは必然である。之れに反して受刑者は、年齡に於て、技能に於て、是等の者より遙に優れてゐるから、受刑者を其の方面へ振向くるに於ては、生産の增强に、從つて又、戰力の增大に甚大な效果を齎すことであらう。

現在にありても受刑者をして、自所又は社會の工場に於て、或種の重要物資生産業に從事せしめてゐる。その數は戰前に比して、驚異的な躍進振りであり、劃期的な進出振りではある。然しそれは、軍官衙若は工業所在の都市を中心としての景觀であつて、全國的に見て未だしの感が深い。試みに僻地々方の刑務所を觀察して見ると、戰前と同一作業例へば戰時生活とは、何等のかゝわりもなき縫作業、或は婦女子の家庭に於ける內職類似の手先座業を、依然として繼續してゐる個所が相當多數に見受けらるゝのはどうしたことか。

それには種々な原因があらうと思ふが、時局に對する認識が不充分であることも其の原因の一つであらう。大東亞戰爭は、云ふまでもなく嘗ふか嘗はれるかの戰である。人類初つて以來の恐るべき不幸な戰である。されば此の戰を勝ち抜くために、今や我國は擧國を擧げて、重要物資生産の增强に必死である。かゝるはげしい形相のさ中にあつて、傍觀に等しい態度を取つてゐることは、敵側を有利に導く以外の何ものでもない。斯の如きは決戰下に於ける皇國民としての冒瀆であり、恥辱である。國を擧げての一大決戰に於ける勝利の榮冠は、全國民の一人々々の綜合的努力の上にのみ輝くのである。吾々刑務官は深く思を玆に致し、此の際全面的に刑務作業の大轉換を圖り、併て以て戰力の增强に寄與すべく精進努力すべきである。

尙また、刑務作業に對する根本理念に、誤りのあることも其の原因の一つであらう。從來は、刑務作業の成績を以て、直に其の刑務所の行刑成績の全般を評價するの傾向著しきものがあつた。從つて作業購定高の多寡を顧念するの餘り、稍もすれば刑務作業本來の使命に盲目の觀があつた。近來その弊風頓にうすらぎはしたものゝ、因襲の久しき、未だ全く之を解消するに至つてゐない。

改めて論ずるまでもなく、刑務作業の使命は、受刑者敎化の爲に課せらるゝのであり、そしてそれが全部である、之れによる收入の如きは第二義的のものに外ならない。殊に決戰體制下に在りては、その購定高に執着するが如きは甚しき誤謬である。今や營利會社と雖、皇國のために營利を度外視して、操業する旨を揭言して憚らぬ程度に、時局に對する認識を深めてゐる。況や公の機關にして、他に崇高なる目的を有する刑務所に在りて、功利の世界に彷徨するが如きは、恥辱の甚しいものと云はねばならぬ。

從つて又、受刑者を指導敎化する上に於ても、作業する事に依つて、何等かの代償を得るが如き觀念は、技術的に之を拂拭し、作業による勤勞は、全く皇國の爲であることを認識せしめ、受刑者の腦裏深く所謂皇國勤勞觀を樹立するの要あることを切言する。

矯正図書館



百姓記

石川達三

今のやうなむつかしい時代になると、生活物資がどこからでも買へた頃と同じやうな、商賈人まかせの生き方に疑ひが出てくる。これからは或る程度のものは自給自足でやつて行かなくてはならないのではないかと考へられる。

勿論自給し得る物資の範圍は小さなもので、なかなかさうは行かない。東京などの大都市での生活は一層面倒が多い。そこで先日も私はうまいことを考へた。東京をはなれてどこか山裾の方に少々の田畑を求め、百姓一家を特約して耕作してもらふといふのである。つまり私一家とお百姓一家とが極めて小さな共榮圈をつくり、彼は二軒分の田畑を作りこちらは向ふの生活を保證するといふ案である。

「かういふのはどうだらう」と友人に話してみると、彼は、

「牛を二三匹飼ふべきだね。さうすると飼料も自給できるし田畑の肥料も自給できる。それにチーズとバタと牛乳がとれる。鷄を百羽も飼へば上等だね」と云つた。

その話をまた他の知人に話すと、

「それは名案だ、是非やり給へ。僕はときどき牛乳を飲みに行かう」と云つた。

しかし私には牛や鷄の面倒を見るだけの辛抱氣がない。彼等の生命をあづかるといふ責任にたへないのだ。生き者は女房子供だけで澤山である。犬を飼つた時にも辟易した。野放しにしておくと實に行儀の悪い犬ができあがつた。さりとて喧しく犬を教育する繁にたへない。病氣の豫防、毛の手入れなどは勿論のことである。三四匹飼つて三四とも大失敗で、爾來生き者はやめにした。百姓仕事なのは相手がうるさくないだけにまだ何とかなる。しかし野菜も植ゑて見るとはじめて生き甲斐だと思ふ。

今の家に引越して來たときは、何分それまでは茅やすゝきの野生してゐた荒地であるから、第一年目の夏は庭といはず床下と云はず、格好のつかない有樣であつた。そこへ三坪ばかりの畑を作つた。生れてはじめての百姓である。

刑政第56巻第8号
矯正図書館

すると、筍が生える、茅が生える、スギナが毎日々々伸びてくる。何を植えても雑草の底にかくれてしまふやうな有様であつた。それでも何とかいんげん豆だけは食へるものになつたが、その他のものは殆んど彩をなさなかつた。

聞くところによるとスギナの生える土地は酸性土壌であつて、その酸を中和しなくては作物はできないとのことである。そこで石灰を買つて中和につとめた。それが利いたのか利かないのか、私にはわからない。小蕪をまくと三ケ月もたつてやうやく親指の爪ぐらゐになつた。それを貴重品あつかひにして、家人に笑はれたものである。

大根とか人参とか、相當長期にわたる地味なものは、こちらが待ち切れない。早くできて早く食へるものでなくては家人にはやり切れない。二十日大根、時なし小蕪、ちさ、いんげん程度である。ちさは全然駄目だつた。ひよろひよろに伸びて五六枚の葉がついたばかりである。二十日大根は小さいくせにスが入つてゐて、凋びてゐた。それでゐて日照りには夕方から水をやり、スギナの侵略をふせぎ、肥土を與へなくてはならない。ほんの五坪ほどの畑で私は相當忙しかつた。

肥料といふものについて素人は全然見當がついてゐない。種を時いて大きくなりかけると、それとばかりに肥料をやるが一向に大きくならない。近所の退役陸軍少將があら夜話しをしてくれた。その人は毎朝二時間づゝかゝつて十坪の畑をつくる。先づ下肥をくみ出して畑の底にバケツ七杯ぐらゐ汲み入れ、土をかけてねかしておき、しばらくしてから種を時くといふのである。これを元肥といふ。私の農業には元肥を用ひない。

段々上手になつた。米を作るのは土を作ることだといふ。土さへ出來れば稻は自然にみのるといふ。私も先づこの赤土だらけのスギナだらけの土を作ることからはじめなくてはならない。ところがスギナぐらゐ根絶しない雑草も少い。草の一片が落ちてゐてもそれから根が出て立ちたほつてくる。植木屋が來てうまいことを云つた。

「昔からスギナの根は地獄まで續いてゐると云つたもんですよ」

先づ地獄を征服しなければ私の畑のスギナは絶滅できないものらしい。

トマトの苗を買つて植ゑた。新聞の園藝欄に作り方が書いてあつたので、切り取つておいて熟讀した。すると、トマトは葱になる一本の莖を伸ばして脇芽を摘みとれと書いてある。新聞の切ぬきを片手に畑に出てみると、なるほど脇芽らしきものが伸びてゐる。しかしそれには五つも六つも蕾がついてゐる。蕾があるからには實がなる筈だ。實がなるものを取るといふ法はあるまい。そのまゝにしておくと、やがて黄色の花が咲いて實がついた。ところがその實はいつまで經つても大きくならずに、梅の實ぐらゐの大きさで赤くなつてしまつた。そして肝心の葱の方も實が大きくならない。

百姓も殺生な仕事であることをこの時にさとつた。一つのトマトを成熟させる爲には十個の花をつみとらねばならない。情において忍びないものがあるではないか。しかしかういふ感想を抱くのはまだ食糧が豊富にあるからであり、私の百姓が多く趣味の域を出てゐないからである。

翌年は正月から六月末までの南方從軍で、歸つて來たら畑は荒れに荒れてゐた。家人は二人の子供を育てる方に忙しくて野菜を育てるいとまはなかつたのである。

七月になつてから遲れ走せながら蔓なしいんげんを時いた。これが本當の「遲時きながら」である。去年は蔓のあるいんげいの種はあまり市中で見かけ

なかつた。

ところが蔓なしいんげんといふやつには手を焼いた。蔓なしといひながら多少の蔓は出るし、そのまゝにしておくと土に倒れる。竹を立てゝやつても巻きつかない。何とも拾救のつかない代物であつた。

薬が一番の好評であつた。これは一袋の種を蒔いて、二週間に一度ぐらゐは汁に入れたり酢味噌にしたりした。家人は、

「うちの畑は全部薬にした方がいゝわ」などと申した。

その薬も、私は少しほつたらかしておいて根を強らせようと考へてゐるのに、家人は食物にこまるとすぐに庖丁をもつて畑に出て、情容赦もなくざくざくと切る。何度怒鳴りつけたかわからない。食ふ為の薬ぢやありませんかと云ひ、凍山にしておいてから食へばいいぢやないかといふ。要するに○○○と○○との争ひで、女房といふ○○○は○○○の愛着を理解しないのであつた。

今年は多のあひだから強り切つて準備した。今や園芸も趣味だけでは満まなくなつた。趣味と実益と、である。どうせ今年の夏は野菜の配給もあてにならない事になつだらうといふわけで、芝生の一部をつぶして畑を拡張し、雑草を焼いて灰をつくり、古鋸を土に埋めて肥料だめを作り、魚の鰓などを入れて腐らせた。

野菜を作るには先つ土を作れと、寒いあひだに耕作をはじめた。それから種を買つてきた。説明書によると大ていの作物は春の彼岸の頃に蒔けとある。先づいんげんを蒔いた。しかしそれから何度も霜があり土は凍結した。

四月になつても芽が出ない。心配して掘つて見たら土の下でみな腐つてゐた。そこで二度目を蒔いた。これが「新規蒔き直し」である。誌の通りだ。

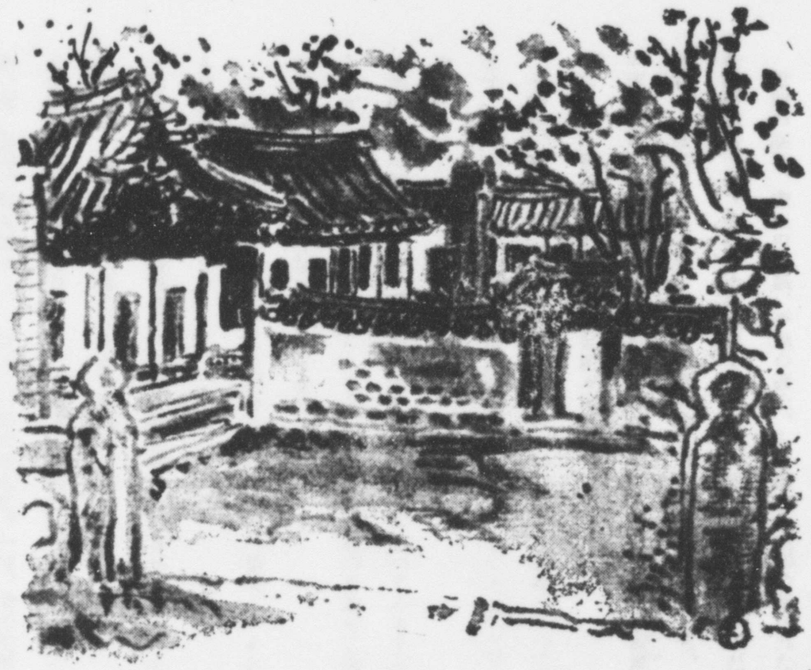
トマトは小さな温室を作つて種を蒔いたが、生えない。仕方なしに苗を買つた。そして今年は心を鬼にして脇芽をみんな摘みとつた。七月十日には最初のが熟するだらう。いま子供の拳大のものが十五六、小さいのが二十もついてゐる。先づこれでトマトには成功した。それから家人の惜しがるジヤガ芋を二つ取りあげて、十本に分けて植えた。これは心配なものである。地下で果して芋が出来てゐるかどうか、掘つてみたくてたまらないのをぢつと我慢するのは容易でない。

玉葱委は荒地にもできると聞いて、空地といふ空地に三十本ばかり植えた。何とか青つてゐるが、人の説によると第一年目は実が乏しく、連作して第二年目からよくなるのだといふ。今年はそれも駄目だ。茄子はむづかしい。今年はじめて茄子と胡瓜を植えたがいづれも香しくない。親の意見と茄子の花には千に一つも無駄がないと約束されてゐるのに、私の家の茄子は花ばかり咲いて一向みのらない。胡瓜に至つては殆んど観賞用であつて、黄色い花を毎朝ながめてゐるが、実のなる花は一向に咲いてくれない。この胡瓜が、トマトの種を蒔いた温室の土を掘して、そこに植えたのであるが、今になつて無数のトマトの芽が出てきたのには、恐歎せざるを得なかつた。

専門家は尊敬すべきである。よく中年からのちに功成り名遂げた人や失意の人が、田野に退いて百姓をしようといふ。冗談ぢやない。百姓ぐらゐむつかしい仕事はない。こゝでも私は覚るのだ。難忠報国の道が誠私の心に出発する、そればかりではない、自分の子供を育てるにも、自分の畑一つつくるにも、誠私の心だ。百姓仕事はあらゆる自己の我儘をすてゝ、野菜に奉仕する心なのだ。野菜一つ作れないやうでは国家への奉公もできないのかも知れない。来年こそは！と私は思つてゐる。その来年こそは、が、毎年つゞくのかも知れない。

（七月一日）

矯正図書館



朝鮮の美しさ・力強さ

森田元子

この春、私は機會を得て、朝鮮へ旅をする事が出來ました。南は釜山から、北は新義州を經て安東を一寸のぞいた短い旅程ではありましたが、女の身としては相當、廣い範圍の朝鮮を見る事が出來ました。たゞ繪を描く時の氣持——あの無我の境を、次々に繰展げられる朝鮮の樣々な姿の中に、融けこませていつたといふだけの事で、この旅は終つたやうなものですが、それだけに私は、あらゆる朝鮮の風物から、捨てがたい情緒を拾ひ上げて來たやうな氣もしてゐます。或は皮相的にしか見なかつたきらひはあつても、それは風景をスケッチする時と同じ氣持で、在るがまゝの物のかたちをそのまゝに描き度いと云ふ私の氣持として、それは止むを得ないことゝ思ひます。

ボーッとして見て來たものを、丁度繪を描くやうな氣持で文に綴つてみるのも、又理窟ぬきに樂しいものに思へて、一人よがりのことなども考へながら、この稿を書くことにしました。

空と人

朝鮮で一番うれしいと思つたのは、何といつても空の明るいことでした。紺青の空、それは、目に沁みるやうに青く晴れた空です。かつて十

刑政第56巻第8号
矯正図書館

幾年の昔に、エヂプトのカイロで仰いだ空も、美しい空でした。それは、まつたくエメラルドに明け行く空でした。又、南佛で見た空も、コルタジュールと呼びなされる紺青の空で、私の忘れがたい思ひ出の空として、今も尚、目の底に殘つてをります。けれど、内地に近くかうした空を仰げることは、今の私には殊更うれしいことです。

紺碧の空に、赤土の山肌、平地の黄土、みな明るい色彩で描かれた風景畫の連續です。その赤土の山肌も、この頃は植林が行き渡つて、だんだん少くなつて來ました。日に月に育ち行く朝鮮！　この聯想から、遠い南の地の日々の發展も思ひやられました。そして、有難い大御稜威の下に生れた日本國民として感激を沁々味ひました。

その空、黄土、家、人、それ等が確かに一つの美しい形をつくつてゐます。こゝかしこに、一幅二幅の畫題が轉がつてゐるといふ感じでした。

朝鮮の人の風俗は、今は珍しいこともなく、誰でも知つてゐますが、あの女の風俗にしても男の風俗にしても、その土地に行つて始めて發見出來る美があるのではないかと思ひます。

たしか開城だつたでせう。そこで朝鮮の男の風俗の一番美しいと思ふものを見ました。

博物館近くの丘の上の弓場で、弓技を闘はせてゐた青年達の服裝がそれでした。私は普通街でみかける男の服裝の、何といふ事なくだらしなく非活動的な感じが、嫌ひでしたが、開城のそれは、弓技柔だつたせるか、實に優美で然も勇ましく、好もしいものでした。一寸、昔の狩場の姿を思はせるものです。

風俗も北に行くほど古典的になつて行くやうでした。開城の弓場でみた「高尚さ」も、北の風俗に多いと思はれました。朝鮮の風俗については、もつと〳〵研究すれば、面白い題目があると思ひます。自分としても、もつと研究を積んでから書き度いと思ひますので、又の日に殘すとして、こゝには唯、旅の日程に迫はれるやうにして歩いての所見の中から、印象深かつたものを擧げてみることにしませう。

秘苑

先づ秘苑について書いてみませう。

京城で秘苑を拜觀させて頂いた時に、苑内では寫眞もスケッチも許されないとうかゞつたので、最も美しいと思つたところを、心にスケッチして歸り、宿で矢立の筆をとつて、記憶のまゝを描きました。

秘苑の中は、午後一時から二時の間、拜觀を許されます。朱塗の門の中に入ると、自然の景をそのまゝに、山あり谷あり、青嵐が梢から梢を渡つて群れてゐる處もありました。朱と綠の建物が木立の間に散見されて、幽寂の感が深く、その中に兩班（文官武官）の家を模して造られたといふ一棟の白木白壁の建物が、一番私の心を捉へました。今もなほ王家の方が、夏など時折お出ましになり、この民家風の家に午餐など召されるとうかゞつて、尚この美しい建物を餝かず眺め入りました。庭石に不思議な形のあるのを見て、案内の方にきけば、これで下馬される踏石とのことです。神さびたこの建物は一寸他では見られないものでせう。

刑政第56巻第8号
矯正図書館

何處へ行つても私は、高貴なものにも心を打たれますが、又それとは全く反對の裏街の美しさにも、心ひかれるのです。朝鮮でもさうでした。

裏街には、一見、汚濁しかないやうに見えますが、私には、陽のさすところにも、暗い日蔭にも、人の息吹の通ふものが、感じられました。又古い傳統が、この積重ねられた汚濁の下に、淀み流れてゐるのを、思はずにはゐられませんでした。

黒ずんだ染のある壁、倒れかゝつてゐる塀、どぶ川に沿うた崩れかけた屋並、そこには雲集する人人の生活があります。生きた朝鮮を私はそこに見たのです。



志願兵訓練所

最後に、盛上る力の頼もしさをうれしく思つた志願兵訓練所について語つて、この稿を終りませう。訓練所の見學は、今度の旅でのよい收穫の一つでした。

京城の街中の朝鮮ホテルから市電に乗り、城東の終點まで行きました。そこから汽車に乗り（汽車と云ふより輕便といふ方がよいでせう）一時間ほど行つたところに、まだ雪の肌が見えるやうな高い山を望んで、廣々とした小高い丘の上に、志願兵訓練所は建てられてありました。

赤煉瓦の本館の傍に、兵舍が幾棟も、まだ木の香も新しいといふ感じで建てられてゐました。營門を入ると、掃き清められた砂利道が、廣々と續いて、かう云ふ處で訓練を受けたら、ほんとにいゝなあと思はせました。案内をして下さつた○○教官も、この訓練所に相應しい闊達で細心で、文才に長けた、如何にもこの訓練所の生徒達の幸福を思はせる人でした。次から次へと兵舍を見て歩きましたが、志願兵達は皆誰も、同じ年頃の内地の青年と少しも變らない感じで、半年の教育で、かくも日本人らしい立派な若人に、錬成されるものかと、人間の感化力と教育の偉大さ

刑政第56巻第8号
矯正図書館

に、一驚を喫せずにはゐられませんでした。

色々な内部の學課や教練種目について、委しいお話も聞きましたが、それは私のやうな者には必要のないことなので略して、眼に見たまゝの訓練生の生活をかいてみます。

丁度、正午の食事時でした。私は長い兵舎の廊下を歩きながら、兩側の部屋々々を拜見したり、スケッチを描いたりしました。當番が食事の配膳をしてゐます。その間に、生徒達は、壁に向つて坐り、默禱をしてをりました。彼等の頭の上には本箱の小さいのゝやうな「ものいれ」があり、その中に數冊の本と日記が入つてゐます。日記は毎日必ずつけるのださうです。兩親の寫眞もこの中に入つてゐます。就寢前にこの寫眞の前に禮拜をして、御無事を祈るとのことです。又各自の齒ブラシ、石鹸、マスク、耳あて（嚴寒の時耳につけるのです）等が、所定の場所にきちんと整頓されて、收められてゐました。

兵隊さんと同じ五分刈の圓い頭が、幾つか兩手を合掌して坐つてゐるのを見た時、私も目頭の熱くなる思ひがしました。

「初めは兩親が息子のこゝへ入るのを非常に心配するのですが、入つてみると自分の子供が非常に變つてくる、見違へるやうに立派になるので、安心すると同時に大變喜んでくれます。この頃は、半島の親達は安心して子供を入所させるやうになりました。」

訓練所が開かれてから今日までの色々のことを語られながら、教官は我子を見るやうに、これ等の丸坊主の若者達をうれしさうに眺められるのです。

間もなく食事が始められました。非常に靜かに、皆一つさせない食べ振りは、もつと元氣にばくつくだらうと期待してゐた私には、一寸意眞の感しがしないでもありませんでした。若い人だのにいつもこんなに靜かなのですか、と聞いてみたくなる程、靜寂の中に終りました。

赤御飯とも見えるやうな高粱（カウリヤン）御飯の山盛を眺めて、お腹のすいて來た私も、一しよに行つた人達も、あれを御馳走になりたいものだと話しあつたものです。

炊事場も中々設備がとゝのつてゐて、新しい盛り上がる力は、こゝから生れるやうな氣がしました。食事の模樣や炊事場を見て、私もこの兵舍に親しみと愛情を感じることが出來ました。

教官殿の心盡しの中食を教官の部屋で頂いた後、午後は身體檢査と銃劍術を見せて貰ひました。銃劍術は卒業を間近かに控へた生徒と、入りたての訓練生とのを見學し、素人目にもその格段の相違に驚き、たつた○ケ月でかうも違ふものかと云ふ感を深くしました。

御案内を感謝しつゝ營門を出る時には、何かしら深い親しみを覺えて、去り難い思ひが致しました。近い將來には志願兵の中から貴い靖國の英靈も、數多く出られることでせう。既に三柱の護國の神の姿を講堂に拜しましたが、これ等の貴い魂が、後に續く訓練生に、正しい歩みを教へ示すことゝ信じます。半島の若者よ、しつかりした足どりで內地の同胞について來たまへ、さう大きな聲でそれ等若い人達に呼び掛け度いと思ひます。

（終）

刑政第56巻第8号
矯正図書館



世界戰局と企業整備

原　祐三

國際國内展望

今日の世界戰局は、大體樞軸國と反樞軸國の二大陣營に分れ、興亡を賭しての死鬪を展開して居るのであるが、その間に於いても、國際政局は所詮單純なものではあり得ない。微妙な問題も殘されて居れば、複雜怪奇とみゆる部分も殘されて居る。樞軸側と聯合國側の間にも、日本―ソ聯、獨逸―重慶の如き戰はれざるルートも殘されて居るし、スペイン、ポルトガルのイベリヤ半島に於ける中立ブロック、トルコの中立、それにスエーデン、近頃革命騷ぎのアルゼンチンなどの中立的存在もある。これらの一擧一動も、實は戰ふ國々の『動』と同じく世界政局へ微妙なる影響を持つものである。

敵側の主謀者が、今日米國であることはいふ迄もない。大東亞戰勃發後米英はとりあへず戰爭指導の方針を『一九四四年（昭和十九年）迄に陸海空軍の大擴張を完成し、而して後總反攻に出る。それ迄は東亞に於いては重慶、歐洲に於いてはソ聯の抗戰によつて持久の目的を達する。此の間飛行機、潛水艦による海空のゲリラ戰を以つて之を支援し、樞軸側の戰力を消耗せしめる』といふことに意見を一致せしめた。處が、開戰後になつて此の方針が誤であり、寧ろ危險ですらあることを悟つた。その故は、樞軸側の占領地建設は、時日の經過と共に進捗し、戰力が日に日に增强され行くに對し、米英の戰力は人と物の制約によつて意の如く增加し得ないことが分つてきたからだ。殊に人の如きは已に大いに窮屈化し、物の方面に於いても本年を頂上として今後不足することが自覺されてきたからである。

その上戰爭の勝敗には時機が一層大きな問題である。一九四四年などと呑氣なことをいふて居るうちにも、迅速果敢な電擊戰や機動戰が展開され、重要戰略據點が片ばしから崩されて行つてはもはや取返へしがつかない。重慶やソ聯や英本土が、それまで註文通りに健在し得るかどうかも保證できない。そうなれば一九四四年の總反攻も已に據點を失ひ、時機を失することとなる。

そこで彼等は最も調子のよい本年中に樞軸側に一大打擊を與ふるといふことを方針とし一九四三年を決戰の年と稱するに到つた。陸軍報道部員堀田中佐の講演（東京講演會『講演』五百八十一輯）によると、米英は此の戰爭指導方針の變更に伴ひ、軍備の擴張を行ひ、その增强せる戰力を世界戰線の諸要點に注入して逐次反攻に轉じてきた。卽ち東亞に於ては差當り消耗戰によつて日本が南方共榮圈を開發し戰力を增强するを妨害し、將來攻勢の據點として濠洲を强化すると共に太平洋上の島嶼に反攻し、支那の空軍、海上ゲリラ戰等を强化して生產力の增强に伴ひ逐次各方面の作戰を積極化し、終には一大反攻に轉じて最後の勝利を夢みつゝある。此の米英の呼號する對樞軸反攻は米の艦艇及び航空整備の狀況からみて本年下期頃から增大するのではないかと云はれ、我國も戰線に增產に一層の決意を要するのである。ソロモン、ニューギニヤ、ビルマ、アリューシヤン等の反攻は、その序幕とみられるものと云はれる。

他方歐洲に對しては、歐洲大陸に强大な兵力を上陸させて所謂第二戰線を形成し、ソ聯と共に獨逸の擊滅を策して居るが如くである。その前提として差當り西阿、アフリカ及地中海方面に對して積極的意圖に出で、該方面を掌中に收めて後これを基地として伊太利に對する空襲を强化し、その戰意を挫折する一方獨逸に對しても同樣手段に出てその鋭鋒を挫かんと欲して居るが如くである。

かゝる根本的な戰爭指導方針の遂行に當つて、ソ聯、重慶を加へた反樞軸陣營に於いて容易に意見の一致し得ない弱點は、その攻擊の重點を東亞に向けるか歐洲に向けるかの戰略であるが、然も歐洲を主とすべしといふ議論の中でも英ソ各々その立場によつて主張を異にし、東亞を主とせよとの議論に於いても、濠洲と重慶とではそのいふ處を異にする。卽ちソ聯は急速に歐洲大陸に米英の第二戰線を構成することを要求し、英國は地中海、アフリカ西阿方面に政戰兩略態勢を確立することを重點として居り、重慶は卽時支那戰線への戰力增强を主唱し、ウエーベルこれを支持してビルマ奪回を呼號して居るに反して濠洲は南太平洋の危機を叫んで止まないといふ實狀である。

此の雜多な戰略論に對し、肝心の米國の輿論は、當初ナチズム打倒第一主義であつたものが、漸次對獨、對日平々々となり、最近では太平洋重視に傾いてきた。米國の實際戰略はかゝる輿論に牽制されがちの國柄であるが、カサブランカ會談に於けるチヤーチル、ルーズベルトの結論は、今年を決戰の年とし、協力して樞軸側に對し積極作戰を展開する戰略方針を再確認し、原則として歐洲重點主義に意見一致をみたやうであるが、指導要領では歐洲重視に同意しつゝも『歐洲戰局に就ては英國民の勇敢に信賴す』といふ言葉でお茶を濁して居る。惟ふに米國として

矯正図書館

は、獨の主戰力がソ聯に引きつけられて居り、かつ外廓陣の確保された太洋よりも、重慶や濠洲にさしたる期待の持てなくなつた太平洋の方が、自國の脅威を感するに到つたのである。

米國の對日作戰は、從前太平洋の制海權を握ることを第一要件とし、これがため大艦巨砲主義、艦隊第一主義を傳統としてきたのであるが、開戰後ハワイ及びマライ海戰によつて航空機の威力を認め、航空母艦中心主義に變つた。その後珊瑚海、ミツドウエー、ソロモン等の諸海戰によつて航空母艦の損害が大なりしに反し、陸上基地の威力大なるを認め、不沈航空母艦たる陸上基地の急速たる建設にとりかゝり、かつ航續力ある航空機をこれに配する戰略に三變した。そして濠洲を總反攻の大基地とし、これより陸上基地の推進による日本攻撃を考へたのであるが、これは南太平洋方面の聯合艦隊によつて攻められ、大陸に退壁を固めて一擧日本本土の致命部に打撃を與へやうとする方針に變更された如くである。二月十二日リンカーン記念日に當りホワイトハウスに於いてルーズベルトが、『われわれは日本を最後的に敗北させるためには、單に渺々たる太平洋上に點在する島から島へとヂリ押しに進撃するだけに時を費そうと思つて居ない』と述べて居るのは注意すべきである。

以上は今日の世界戰局の背後にある敵側の願望關であるから、もとよりその通りに間違の卸すものではないが、今日の世界を知るためのよき參考として、陸軍運道部堀田吉明中佐の講演によつて記述した譯である。

歐洲の戰局に於いて北阿戰線は、獨伊軍二年半の苦戰によつて、時に聯合軍を窮地に陷れたこともあるが、空軍の優勢を握られ、地中海の制空權を敵側に許したために、獨伊軍の補給路が不如意となつて遂ひに潰滅乍ら樞軸側の不利に終つた。此のため伊太利は空襲の危險に直接曝らされることになつたが、國民の團結は愈々强固に敵愾心も從々熾んであるといふことである。空襲は可成となつても、シシリー、サルジニア、伊本土には鐵鋼の守備に特むべきものがある。瑞國は依然東部戰線に重點を置き、ソ聯の野戰軍の殲滅なる當初からの戰略目的を依然堅持して此の目的達成の後、英本土攻略戰は北阿同樣に矛先を向けるのであらう。ソ聯の政戰は驚異的なるものではあるが、開戰以來の絶對損害は一千萬を下らずと云はれ、國力の低下は相當以上であらう、春季又は夏季の戰勢に於いて、再び獨逸が主動の地位に立てることも爭へない。ヒトラーは獨創立記念日の演說に於いて、鐵の如き覺悟を披瀝し、現在の獨逸には悲觀すべき何物もないことを明白にした。詳細の事情はもはや記すべき紙幅がないが、獨逸が絶對に敗けるものとは思はれぬ。

米國の生産力は相當進展し、飛行機六萬臺の目標が五萬臺程度には上つた模樣であるが、これは世界到るところの戰場に配置せねばならぬのであつて、主攻撃地點へ集中的に用ひ得るのではない、その點內線に立つ日本は飛行機の轉用活用に於いて數の劣勢を補ふことができるのである。

然し乍ら最近の獨局は苛烈悽愴たる形容詞が用ひられて居るが、誠にその通りであつて、そのよつて來る所以は、米國の生産向上と、一九四三年に決戰反攻を期して居るところから來る。これに應じて我國內も決戰體制化されねばならぬが、その大きな表はれの一つが、最近に於ける企業整備の强化であり、これがためには、すぐろ六月十五日の臨時議會も行はれたのである。抑々我國の企業整備は、最初中小企業に就いて行はれ、維持育成を原則として轉業の止むなきものを圓滑に轉移させることを方針としたが、幾何もなく整理再編成を方針となすことに變り、主に原材料や資材の失くなつたものを轉廢業させ、或は高能率なものに生産配給を集中し、職力の集中と共にその企業の維持强化を考へてきた。ところが、今回のものは、苛烈悽愴な職局に應じて、愈々國の全生産を緊急産業に集中し、資材と人とをこれへ動員しやうといふのである、即ち企業整備といふ言葉が已に此の實際を表現するのに不適當とされたのであり、むしろ産業總動員といふべきものたのだ。

整備される部門は、工業と配給を主とし、勞務の供出、命屬類の回收、工場設備の轉用の三つを目標とする。これと共に、緊急重點產業に於ける企業系列（直接受注工場、協力工場、下請工場）の調整强化をも目的とする。そこで、前の目的のものを第一種工業、後のものを第二種工業、その他のものを第三種工業とする、工場は、操業工場、保有工場、轉用工場及び廢止工場に分け、先づ轉用工場を定め、その他のものを必要生産力、立地條件等から、操業、保有、廢止に區分する。

整備によつて供出される設備や資材は、產業設備營團や戰生命庫の手から金屬回收統制株式會社の手へ渡す。從業者は、配置轉換計畫に基いて轉業させ、就職命令も發動する。必要な場合は、生活援護を行つて、轉業の國家性を明確たらしむるのである。

此の如く整備される企業が解散する場合は、莫大な浮動資金を必要とするので、企業は本來の仕事を失つても、會社として存續させる。そして設備や事業の賣買によつて、資金を浮動せしめないため、特殊の預金や政府の特殊貸上金等六つの方法で決濟することが考へられて居るのである。

刑政第56巻第8号

矯正図書館

教育者ノート（下）

添田知道

低腦兒？

一般の學校教育が、今日、まつたく職業技術化してしまつてゐることから、その醸し出す好もしからざる空氣に觸れるにつけ、私は「教育」そのものに疑ひを持ち、絶望を感じさへしてゐたのであつたが、先頃、行刑局の御配慮で、少年囚の造船率公隊の作業狀況を見學するに及んで、教育の可能を確信することを得たのは大いなる喜びであつた。

それは、最惡の對象に立ち向かつた時、はじめて「教育」も極度にその性能を發揮し、効果をあげ得るのだといふことの示顯であつたが、それはそのまゝ、一般に通じ、ひろがる、「希望」の啓示であつたからである。

そして私は、龍之輔の場合を顧みた。

萬年學校では、一學校一の名ひをも知らず規律生活のはしくれをも知らぬ子供たちがその對象であつたからだ、その教導に難澁をきはめたのであるし、そこに「兒童の狀況、能力に應じて導いて行く」といふ方針が採られたのであるが、それにしても、その能力の低さにはおどろくばかりであつた。

しかし龍之輔は、それを、子供たちの持つた社會環境の故であることを先づ發見してゐた。そして自在に適應處置を採つて漸進を期したのである。

その途上、そこに更にはみ出た問題があつた。低腦兒である。どうしても他の者と一緒に導いて行きかねる低能力者のあつたことである。そこで龍之輔はこれらの低腦兒を特別に扱はなければならぬことを思つた。その學級をなすためには更に一教室を要した。ならば別棟の增築をしたかつた。しかしそんな經費はなかつた。要求しても駄目だつた。そこで職員室を半分に縮め、重ね戸棚で圍つて、「特別學級室」を設けた。實際には低腦兒學級であつたが、龍之輔はその呼稱を避けたのである。

特別學級にはその意に應ずる優れた職員を配置しなければならぬ道理である。しかし特別の經費は何もないのだ。職員中、山下城之、後藤ゆか、石川千代等にあたらせてみた。

各學級から普通教授にたへないものを選出させた。貧民窟の親たちに名譽心があつて、その子供が特別學級に廻されることを氣もちよく思はなかつた。三十四人の兒童を選んだ時、父兄の咆哮り込んで來る者が尠くなかつた。

龍之輔はそれらに設いたのである。

「普通の級において、出來ない者に、無理に教へたつてしやうがないぢやないか。とつさん、考へてもごらん、羽もないのに飛べ飛べと言つたつてはじまらないぢやないかね。とつさんだつて、百貫目背負へといはれたつて背負へはしまい。假に三十貫背負つて、力んでみたところで、輕い荷の者と一緒に歩けはしまい。そこだよ。特別學級といふのは、事實力のない者に、特別に、一人一人、丹精してやることなので、かうしてでもみなければ、子供が進めないのだからね。」

その智能の低さから、顱頂骨のかたちなどからみても、これらの子供たちには遺傳性の病患があるやうに思はれた。これを調査して根本治療の法を採ることが肝要だと思はれたが、市にそれを要請しても埒があかずるところへ、北里研究所からある交渉があつた。

龍之輔はこれを捉へて、遺傳檢査をしてくれないかと言つた。三人の醫者が來た。その結果、三十四人の大部分が遺傳梅毒たとなり、眞に健康な者は三人に過ぎず、學術統計的にはこれは百パーセントといつてもいゝと、醫者は溜息をついた。

校醫三枝安太郎を相談相手に、その對策を考へたのであるが、これらの子供たちは、歩かせてみても、まつすぐに歩くことが出來ない。鉛筆を持たせて棒一本をひかせてみても、滿足にはいかなかつた。そこで、試問その他の方法で、逆に程度を落として行くことで子供の理解限度を探りあて、そこに出發點をおいて個々に授業しはじめることにしたのだが、一方、特別訓練の方法を考案した。

一番線の針金で、直徑七寸程と一尺程の二種の輪をつくり、その輪を一定の間隔で並べておいて、歩かせる。精神活動へ、肉體活動からその正しい習練によつて影響させようといふのであつた。又、樫材で、二寸の高さ、長さ一尺七八寸、鉛を入れた三角棒を作つた、その一つは三角の峰を幅三分におとし、一つは二分に、一分に五厘にとせばめ、他の一つはその峰に溝をひいた。

その溝を、鉛筆でひかせることで直線をひく習練に入らせるのである。次に、三分幅の平の上をひかせ、鉛筆がはづれなくなるに從つてこれを二分に、一分に、五厘に進ませるといふ方法である。

かやうな道具を色々考へ、用ひた。

矯正図書館

おもりを持たせて、どちらが重いかといふやうな試問にも、正しく答へることが出來ないやうな子供の狀態から、訓練ははじめられたのであつた。

かうした訓致には容易ならぬ根氣が要る。熱心にこれに從事したのは、山下城之、女では石川千代であつた。

石川はその時十八九歳、溫良怜悧。府教育會の教員養成所を出た現正教員だつたが、養成所修學時代の師、松田茂の紹介で萬年學校に來たのだが、面倒な生徒に對してどんな丹精をもしだし、研究心が强く、教案を一々龍之輔に見せ、結果の報告には授業を終ると同時にとんで來るといふ風であり、意見の徹底にはあくないほどで、高師に移つてゐた松田茂を訪ねたり、高師附小第三部の朝倉政行の意見を乞ふたりもしてゐた。

そのやうな、若い女には珍しい熱心家であつたので、龍之輔は非常に喜んでゐたのであるが、しかし特別學級のやうな對象には、女の十八九歳は若すぎるといふのは事實であつた。

特別學級の生徒には結末に負へぬものがあつた。いけない生徒は教室のそばに立たせておくのだが、一人の生徒は、殊更に惡いことをやつて、立たせてくれと、わざわざ石川にねじよるのであつた。立たされてにこにこしてゐる。——「いゝ匂がする」といふのだ。此の生徒は、他の女職員が便所に入るとから聞いて行き、やゝともするとあけたりするといふことがあつたが、これが放課後、校門附近で石川の出て來るのを待つてゐて、「先生のとこへ遊びに行く」といつてきかなかつた。

これには石川もほとほと困つた。

此の生徒には數の觀念がまるでなかつた。十三歳になつてゐて碁石で數へさせても二つ以上になるともう混亂してしまふのだ。丹精の結果、やつとのことに十まで覺えさせたが、これが十一となるともうメチヤクチヤになつてしまふ。

話はわかるし、見たところ變つてもゐないのだが、觀察力もないし、印象を復活再現する能力もない。たゞ石川への紗な執心だけが氣味惡くあるのだ、さうかといつて、特に性慾的な發達を持つてゐるのかと思へば、さうでもないらしい。

龍之輔はその子の母親に質した。

その母の話。——近所に若い女乞食がゐた。白痴だつたゝうつかりしてゐたが、これが子供に菓子をくれたり、錢をくれたりしてゐるうちには抱いて寢たりしたこともあつた、それ以來どうも結末に負へぬやうになりました。

しかし、そのことを語る母親に、さまで驚きの色も氣はれぬといふよりは、そんな話を平然とする親に、龍之輔は非常なおどろきを覺えたのである。

その子の弟も、兄ほどではなかつたが、さうした傾向があつた。龍之輔は手紙に書きて大學の心理學者元田勇次郎に相談した。かうして百方研究の結果、此の生徒は、腦中樞が破れてゐる。救ひやうがない。これを導いて普通の生徒たらしめやうとすることは、彼我いたづらに苦しむだけのことだといふ結論に達した。

かういふ子供は、遺憾ながらそのまゝで世に出すより致し方がなかつた。

(——此の子供は後にガラス壜洗ひになつた。)

その他は、血の滲むやうな丹精ではあつたが、二ヶ月を經ると、普通學級に戻り得る者が出來て來たのである。

擔當者は勇躍した。

そして、逐次復級者が出て、特別學級の生徒數はだんだん減つて來たのだ。

そして六ヶ月に及んで、殆どが能力の軌道に復して、元級に戻つたのである。どうにもならぬのは、前記の生徒他一名の、二名だけであつた。もはやそこに「特別學級」を存しておくべき理由はなくなつたのだ。

そこで龍之輔は考へた。

此の二名の救ひの如きは、既に醫學の領分なのである。他の一般低腦兒と目されたものは、實に、教師の不行届を告白する材料に過ぎなかつたのだ。

——彼が職員室で、その發見に顏を輝して言ふと教師たちはいやな顏をした。彼はつゞけて言つた。

「しかし、さうぢやないかね。彼らは、何らかの故障で、智能の發達を阻まれてゐたのに過ぎないのだ。逸早く、それに氣づいて、その故障がどこにあるかを探り、除いてやることに努めれば、兒童はその本來の姿に戻り得るのだ。これは、生徒個々の能力限度を發見して、それに從つて導く、といふ我々の原則と少しも違つてはゐない。低腦兒を持つといふのは、我々教師の恥辱なのだ。彼らは進歩が遲れてゐたのに過ぎない。それを助けることこそが我々の仕事なのではないか。『低腦兒』の語を以て、一概にこれを片づけることは出來ない。若し徒らに低腦兒呼ばはりをすることですますならば、それは人間として僭越きはまりないことだし、何よりもこれは大變な怠慢だ。現に、我々の『特別學級』がそれをはつきりと證據だてて、くれたのではないかね。お互に、もつと努めなくてはならぬ。」

龍之輔の、此の大きな發見と、職責感と、實踐には、私たちは頭を下げなくてはなるまい。(これは明治三十七年のことである。)今日、學校當事者に、これだけ眞摯に、對象に立ち向かつてゐるものが、あるであらうか。世上一般にも、低腦者、或は不良兒などに、あたゝかい心を以て、その足らざるを補ひ助けるといふよりは、寧ろ、これを低腦、不良兒と呼び過ぎることに依つて、いよいよその傾向を偏り、歪めるまゝに決定づけてしまふことの例はざらに見受けられるのだ。

世に、「教育」の心がまつたくうすれてゐるからである。

夏休み日誌

三十六年、萬年學校にはじめての夏

刑政第56巻第8号
矯正図書館

をひかへて、龍之輔は暑休の廢止を主張した。

やうやく幾分生徒に規律生活がなじんだところで、長い夏期休暇をしたのでは、粒々辛苦の訓練は渺からず破壞されることになる。生徒に怠けぐせがついてしまふ。

貧金作業をしてゐる兒童も、學校があれば午日の勤勞であるが、これらの生徒は休暇ともなれば、全日働かされることはきまつてゐる。それらがよくない影響を受ける心配は倍加されるのだし、働きに出さない者は、空しくあることで、よくないことを覺えるばかりに違ひない。家庭狀況、環境が好もしくないからだ。

暑氣に對しても、學校にゐる方が、ずつと涼しいのだし、衞生上その他の危險に對しても、これを野放しにしては憂慮されるばかりである。

暑休は絕對に廢すべし。——龍之輔は强論した。特殊學校の校長會議（他に監獄、三笠、鮫ヶ橋の三校があつたが）でもそれは肯かれてゐながら、校長たちには喜ばれず、市の教育課では全市の小學校に憚かつて斷行させなかつた。當時暑休は四十日間であつたが、金子堅太郎子爵がアメリカ歸りで、あちらでは二ヶ月間休む。これは生徒の身體を强ふ上に有效であると所論してゐたりしたのである。

さういふ空氣の中で龍之輔は孤軍奮鬪したが、獨目であつた。何しろ足元の特殊學校陣營から不平が出てゐるのであつたから、彼にとつてはまつたく不利であつた。

教育課の山田課長も、若月も、彼をしきりに鞭撻して、とに角此の一年、暑休をやつて試してみようと言つた。その實驗を見て、工合が惡かつたら、それを事實にして、暑休廢止を實施しようといふので、つひに龍之輔も一步を讓らざるを得なくなつた。

しかし彼には、どうせ結果はよくないと思ふにつけ、いよいよ生徒を夏に野放すことが不安であつた。子供に學校を忘れさせてはいけない。職員が休暇中の生徒狀況を觀察しなければならぬことはいふまでもないが、何より生徒自體に、學校を、勉强を忘れさせてはならない。さう考へて來た龍之輔に一つの案がうかんで來た。

休業中にも復習を怠らせないことだ。復習を課するのだ。——休暇日誌を作つて生徒たちに與へよう。

日割をして、日毎の復習課目を割りあて、興味をつなぐやうに編輯に工夫をし、これを職員室で、輕便印刷（謄寫版）に附した。松田茂に意匠を施して貰つた龍之輔はじめ職員たちの手に依つて、毛筆原紙に原稿が書かれ、一枚々々刷られ、綴じられた休暇日誌が、生徒の一人々々に與へられたのである。

これが、後年一般小學校でも用ひるやうになつた夏休み日誌の、實に、起原なのである。

一人の道

萬年學校の設立に際しては、地元に猛烈な反對があつた。色々の妨害があつた。私立小學校が區の政治勢力を恃む壓迫があつた。

中にも既存の山伏町小學校は、當初市がこれを買收せんとしたが、これがこじれてから、龍之輔の活動をたへず妨害するやうな工合になつた。

山伏町小學校は、同善小學校の分校であつた。同善小學校は、北稻荷町淨土宗盛雲寺住職久保田萬誓が、明治十九年十一月、細民子弟教育を目的として、同寺の庫裡の一部を教場にあて、授業料免除學用品給與で創始したのだが、二十二年認可されたと下谷區史にある。

更にその記錄に依ると、三十二年六月、山伏町十七番地に、久保田が私財を以て山伏町分校を作つた。三十六年から八年にかけて、兒童の足止策として、岩谷天狗商會と計り、同商會寄贈の煙草、吉野、日の出、愚蠢などを、兒童をして毎日、上野三橋、屏風坂等にて行商せしめ、利金の六分を父兄に四分を兒童に與へてその四分のうち二分を將來の資金として銀行に預金せしめた、とある。

尙、これらの兒童を煙草工場に働かせたとも傳へられてゐるのだが、兒童の行商は、孤兒院などもやつてゐたもので、まことにいやなものであつた。兒童によき心理影響を及ぼさなかつたことはいふまでもあるまい。

授業料免除學用品給與といひ、細民教育の標榜といひ、行商の方法といひ、眞に教育の根本精神において缺くるところのあつたことは、これらの記錄の一片をとりても想像にあまりあるやうだ。

龍之輔はかゝる方法は斷じて採らなかつたのだ、子供に乞食根性を養ふやうたことがあつては一大事だ、といふのが龍之輔の動かぬ信念であつたのだから、これはあきらかに對立するものであり、陰に陽に妨害があつたといふのもありさうなことであつた。

——子供に、乞食根性、拜金思想を植ゑつけては大變である。

龍之輔は常に孤軍に在つた。彼が己れの信念を貫くためには、終始獨りでゐなくてはならなかつた。その獨りこそが、尊かつたのだ。それはかたちの上には報はれるところのない、淋しい道である。

濁つた空氣には何か魔力がある、世上、ざらに見うけられるのは、正を正と認識したがらも、そんたことを言つたところで一穀がさうでないのだから、一人だけ清くあつても一向つまらないぢやないか。莫迦をみるばかりだ、といふ思想、行動である。識別を缺く迎合ならばまだまだ救せる。承知でやるのは、中々に罪深いことだ。

何よりもよくないのは、此の一人だけ頑張つてもしやうがない、といふ考へ方である。一人の向背が常に大勢の向背を決するのだ。

されば、此の一人こそが、何よりも强いのだ。此の「一人」は個人主義ではない。此の一人は眞理を守るの士であり、眞實を求める行者である。

——行者の道は嶮しく、淋しく、そして滔々しい。（終）

矯正図書館

錬成の記

この記を書くに先だつて、私は錬成期間中に於ける局長閣下始め各課長其の他諸先生方の御懇篤なる御指導と御教示に對し厚く御禮の御言葉を申上げると共に、私の不遜な思ひ上りに就て告白し、深くその不明をお詫び申上げねばたらない。以下經過のあらましを書いて私の責任を果したいと思ふ。

去る三月開所された前回の高級練習所に於て新しく試みられた錬成に就ては、充分承知してゐた積りの私としては、充分の覺悟と自覺を以て此の度の練習所に臨んだ積りであつた。特に、一番に感じたことは、長部總務課長殿初め寮長として親しく私達と起居を共にされ、直接日常に就ての御指導を賜はつたことであつた。而も寮長の指導に當られての御決意と御心願の程は、激務御繁忙の身にも不拘、病軀を押し、美髪を刈落され、好きな煙草と酒を斷たれての御精進であつた一事によつてもほゞ推察が願へると思ふ。

「此の一月間、私達は他人が如何に嘆はうと、如何に誹らうと、此處で本當に馬鹿になり切らう。嘘天の瞞足もやらう。便所掃除もやらう。人の嫌がることは何でもして見よう。自分をどん底まで落して見よう。其處で本當の自分を見詰めよう。猛烈に自らを破こう。人も破いて行こう。然し禮儀だけは守つて行こう。苦いを思ふことは何でもやらう。俺が、といふ氣持を先づなくしよう。本當に謙讓にならう。本當の裸になつた自分を見詰めて其處から出發しよう。

そして此の訓練の期間中に何でもよい、是だといふものを一つでも摑んで歸らう。お互の惡い點は眞劍に忠告し合ほう。其處から本當の刑務官精神といふものを築き上げよう」一語一語噛ひ入る樣に吐かれる鐵火の言葉の奥に私達は、立派な刑務官に磨き上げずんば止まずとの强い信念の程を見てとつた。勿論私達も心の底から誓つたのである。

「きつと摑んで歸ります」

斯うして第一夜に於て既に練習生三十五名は「同志」としての血の盟を交はしたのである。

眞劍な訓練が翌朝から始まつた。誰一人不眞面目な者は居なかつた。裏に廻る程美しい行爲を爲してゐる人が多かつた。誰しもが決戰下刑務官の再錬成の必要を身を以て痛感してゐたのだ。これは後で分つたことであるが、私達練習生の中には、その獨息子を光輝ある海の荒鷲に送り出し、而も南方最前線に於て尊くも散華された名譽の戰死をも祕して默默し、その合同葬の當日、式にも參列されず直に上京して此の錬成に參加された人が居た。私達はかゝる立派な人と起居を共にすることを深く名譽とし、その崇高な御人格と悲壯な御心事を生きたお手本にお互の精進を勵んだのである。

寮長を先頭に毎朝よく走つた。便所もよく磨いた。毎夜の坐談會には寮長の眞劍な人格教育が續けられた。正を述べては烈々火を吐くが如く、道を說いては順々乎として人の肺腑を衝く、松下村塾もかくやと思ふ至誠至純の修練振りだ。各人の建議や意見に就ても熟心に討議した。こんな時、寮長は常に一歩も讓らぬ純潔な正義觀と嚴格人を刺す鋭い批判の眼とを用意された。特に過去の個人主義、自由主義に基くものゝ考へ方に對しては寸毫の容赦もされなかつた。「上士畏レ怨」底の實踐的な徹底指導だ。だから皆よく啄かれた。過去の私達の生活の中には意識せぬところに思はぬ缺點を祕めてゐることがよく分つた。然し其の都度、新しい光りと望みを與へられては皆んな能く立直つた。美しい切磋であり、戰しい琢磨であつた。

錬成は寮外に於ても行はれた。大雄山別院に於ける四日三晩の參籠生活、坐禪持行の三昧境も意義深かつた。決戰下行刑の新構想、就て局長以下各課長の切々火を吐く熱情と深遠雄大なる思索と創意とは、從來私達の囚はれてゐた迷妄を完全に啓いて下された。外來講師中の異彩、紀平先生の「なるの哲學」、安倍一高校長の時代の倫理觀、杉山早大教授の決戰下國民錬成の根本義等、皆感銘深くその眞髓を肚の底に聽き據えた。第八十二回臨時議會の傍聽では東條首相の世紀的「大東亞宣言」を目のあたりに聽き、今更ながら大御稜威の下神國日本の偉大さと、止ることなき道義の實證に感激した。

決戰下錬後の第一線、造船造機の諸工場の見學、同所に汗と創意の限りを

實踐し、完全に缺なき行刑を戰圖する行刑人の眞摯な息吹きにも觸れてみた。內原訓練所、土浦航空隊、東部國民訓練所等に於ける滯在精神の訓練振りも學び取つた。勿論粗死の思ひがしなくはなかつたが——。

斯くて鬼も角も、私達は內に自身を鍛へ、外に見聞を廣めること一ケ月、刻々と自分が大きくなることを意識した。纏て私達は立派に荒修業と猛訓練を仕遂げ、指導者としての修練を積んだことを宣せられ、私達も然か意識して堂々終了式に臨んだのである。

然るに、然るに何ぞ。終了式に於ける局長訓示を聽くに及んで私は一月間の「錬成がその根底から瓦解するのを感じたのである。何時に變らぬ局長の溫容ではあつたが、その泥りなき率直な言辭は私の肺腑をえぐつた。

「私は諸君に最後の餞としての言葉を與へよう。それは私が今朝の新聞で那須、古宮兩部隊長の記事を讀んで本當に反省したことである。

從來私は諸君に、造船をやれ、造機をやれ、決戰下の行刑を創意せよ、私もやるから諸君もやれ、と督勵し續けて來た。私はそれは正しい遣り方だと信じてゐた。この間も諸君に對して、

監り上る力が無いと非難した。之で率先指導だと思つてゐた。然し那須、古宮兩部隊長の記事を讀んで我れ過てりと反省した。那須、古宮兩部隊長は部下を指導するのに一片の激勵もされなかつた。唯、死地に臨んで最後の取つて置きのウイスキーを呑み交はしながら部下の肩を敲いて談笑されたに過ぎなかつた。正に名將といふべきであらう。私も諸君に對しては肩を敲いて談笑すべきであつた。そうする積りで居てそれが出來なかつた。私は名將でなかつたことを恥しく思ふ。

諸君は此處で一月間荒修業と猛訓練を積まれた。人間は人のやらぬ修業などやると鬼角自信が出て人にも誇り、人にもやらせたくなるものだ。諸君はどうか、職任されて部下、收容者を指導されるに當つては、此處をよく反省してその任に當られん事を切望して止まない」

と。嗚呼、何といふ素直な讓遜、何といふ感銘深い反省であらう。瞬間、私は冷水を浴びせられた如くにハッとした。局長をして名將たらしめ得なかつた責任は專ら私達從來のあり方にあるのではなかつたか。

思へば私は期間中何を錬成したといふのだらう。否、錬成をしてゐたと思ふこと自體、既に道を踏み違へてゐたのである。局長の訓示を聽き終るや、私の頭に浮んだのは——あの合宿の食卓に毎日活けられてゐた清楚な季節の花であり、集會所の床の間に何時も置かれてゐた簡素な生花であつた。期間中適當な時期に與へられた飴玉の甘さだつた。食堂の多寡、魚介、豆腐の配給、料理人の選擇、副食物の調味の末々に至るまで、心細かに配ばられてゐた溫い思ひやりの數々であつた。個性の誘導、講義の配合、講師の選擇、參觀箇所の選定、交涉等々、何と云ふ周到な美事な準備であつたらう。是皆局長始め寮長その他關係方面の方々の一月に亙る溫い心遣ひと心盡しの賜物ばかりではなかつたか。

斯う考へるとき私達は一體一月間何を爲したことになるだらう。錬成？荒修業？非ず！私達はこの決戰下といふのに全國からわざわざ局長のお膝下まで招かれて、心からなる「愛護」と「給養」を享けて保育せられてゐたに過ぎなかつたのだ。命捧げた者に對する「休養」のその爲に。之が眞の練習所の意義だつた。それを私は獨りで錬成を積んでゐる積りだつた。

何といふ自我意識！

昭和十七年五月制定「軍隊保育要領」にはその眞髓を明記して其の第十四に

「幹部ハ特ニ保育ニ注意シテ兵ヲ愛護シ」とある。私達はこの愛護の依つて來る所を體得して始めてアッツ、ソロモンに續く信念が生れて來るのだ。私は一月もの長い間、かゝる事實を體得し得なかつた程にまで自我意識に囚はれてゐた。

私は期間中の思ひ上りと自意識のありのままを曝け出して、此處に局長閣下始め諸先生方に深く御詫びを申上げねばならない。

願はくば八月召集の次期練習生諸君よ、長部寮長の御創意によつて勤勞させて戴いた拘置所演武所前の畑の大豆を鼓腹して喰べ合ふ機會があつたその時は、必ずや忘れずに思ひ出して戴きたい。諸君の前なる練習生は斯くも尊かるべき月余を何等自覺なくして徒過したと。之が私達の諸君に與へ得る唯一の垂訓だ。私達はその埋合せをこれからやらねばならぬ。

次代の行刑を背負ふ諸君の精進に何等かの參考ともなれば幸ひである。

（第九回高級練習所練習生　福井徹記）

矯正図書館

莊子物語

齊物論（七）

聰八郎

> 瞿鵲子問乎長梧子曰、
> 聖人不レ從二事於務一、
> 不レ就レ利、不レ違レ害、不レ喜レ求、
> 不レ緣レ道、無レ謂有謂、有レ謂無レ謂、
> 而遊乎塵垢之外。
> 夫子以爲孟浪之言、而我以爲二妙道之行一也。
> 吾子以爲二奚若一。
> 長梧子曰、
> 是黄帝之所二聽熒一也。
> 而丘也何足二以知一レ之。
> 且汝亦太早計。見レ彈而求二時夜一、
> 見レ卵而求二晨炙一。
> 吾嘗爲レ汝妄言之、汝以妄聽之。
> 奚旁日月、挾二宇宙一、
> 爲二其合一レ體、置二其滑涽一。
> 以二隸相尊一、衆人役々、聖人愚芚。
> 參二萬歲一而一成レ純、
> 萬物盡然而以是相蘊。

瞿鵲子が長梧子に問ふ。

「聖人は一切に通ずるが故に、一定の世の務に從事はず、利害によつて動かず、敢えて觸忤を避けようとはせず、徒らに世の榮達を求めることをこのまず、又殊更に世の道に縁らず、謂ふことが無いやうで而も未だ曾つて言はざるがごとし。而して常も世俗の塵垢の外に、自由に遊ぶ身心を遊ばしむるさうであろかと、孔夫子にたづねてみたら、孔夫子は、

「それはあてどもなき孟浪の言にすぎぬ」といはれた。

けれども我れはその聖人の教こそ、この上ない妙道の行と思ふ。

だが爾子は奚若おもはれますか。」と。

長梧子がいふ。

> 弔二乎天一而悲レ人也。
> 是弔者自弔也。
> 且汝夢レ爲レ鳥而厲二乎天一、
> 夢レ爲レ魚而沒二於淵一。
> 不レ知二今之言者、
> 其覺乎、其夢乎。
> 造レ適不レ及レ笑、
> 獻笑不レ及レ排。
> 解レ之以二其分一、
> 以隨二天地之變一、
> 而遊二乎無窮一。
> 安レ死安レ生、
> 安レ往安レ來。
> 予惡乎知二說レ生之非一レ惑。
> 予惡乎知二惡レ死之非一二弱喪一而不レ知レ歸者一邪。
> 麗之姬、艾封人之子也。晉國之始得レ之也、涕泣沾レ襟。
> 及レ其至二於王所一、與二王同一レ牀、
> 食二芻豢一、而後悔二其泣一也。
> 予惡乎知二夫死者、不レ悔二其始之蘄生一乎。

一かくのごときは古への黄帝すら、もつて聽炙さるゝところである。

しかるを彼の孔丘の如きは、どうしてこれを知るに足らうぞ。

且つ、汝も亦た太だ早計である。

卵を見ては、はや時夜を告ぐることを求め、

彈を見ては鴞炙を考へてゐる。

吾れ嘗みに、汝のために妄言ではあるがいつてみよう。汝も以てこれを妄に聽きたまへ。

世俗の塵垢の外に遊ぶといふか。

爰にしてか日月に旁ひ、宇宙を挾むことが出來るかとなれば、

たゞそれこの大なる力に隨合して、異同の見を立てず、

徒らに辯論や主張に身心を費さず、これを我が智の及ばざる滑涽に置け。

位に拘泥し、名利をもさぼつて、

夫々眼に見えざる鎖につながれ、

衆人は役々としてゐる。

聖人は愚芚然やうではあるが、常に天地の間に曠りなく、感應道交のうち遊ぶ。

されば萬年の久しきに出入して、

一ら純を成さしめてゐる。

萬ての物も亦盡く然うであり、

こゝを以て互に相違み、相成して爭ふべき餘地はない。

然るを不徹底な基を一にせざる立場に於いて甲論乙駁するのみである。

されば予はどうしてか、彼の生を悦ぶものの惑であるといふことを知らないであらうぞ。

予どうしてか、彼の死を惡ふことの惑であるといふことを知らないであらうぞ。

かの美人をもつて古今に絶して、今も人口に膾炙してゐる晉の獻公の愛妾麗姫は、

邊疆野蠻の艾　封の子であつた。

その美人たるを見つけ出されて、晉の獻公の宮殿に登ることになるや、

親に別れ、兄弟姉妹にわかれ、故郷を遠ほく離るゝことの悲しさ、

泣きの涕で襟を沾し、袖をしぼつたのであつたが、

一たび王の所に至り、晉王とを牀を同うし、

いまゝで口にしたこともない芻豢の料理、山海の珍味をみるに及んで、

その故國を出る時、哭泣きの涙で出たことを悔いたといふことである。

矯正図書館

夢飲レ酒者、旦而哭泣、夢哭泣者、旦田獵。
方二其夢一也、不レ知二其夢一也。
夢之中又占二其夢一焉。覺而後知二其夢一也。
且有二大覺一而後知二此大夢一也。
而愚者自以爲レ覺、竊々然知レ之、君乎、牧乎。
固哉丘也、與レ汝皆夢也、予謂二汝夢一亦夢也。
長其言也、其名爲二弔詭一。萬世之後而一遇下大聖知二其解一者上、是旦暮遇レ之也」。
既使二我與レ若辯一突。
若勝レ我、我不レ若勝一。若果是也、我果非也邪。
我勝レ若、若不レ我勝一。我果是也、若果非也邪。
其俱是也、其俱非也邪。
我與レ若不レ能二相知一也。則人固受二其黮闇一。吾誰使レ正レ之。使二同乎若者正一也。既與レ若同突。惡能正レ之。
使二同乎我一者正レ之、既同乎我一突。惡能正レ之。
使二異乎我與レ若者正一之、既異乎我與レ若突。惡能正レ之。
使二同乎我與レ若者正一之、既同乎我與レ若突。惡能正レ之。
然則我與レ若、與レ人俱不レ能二相知一也。而待レ彼也邪。
化聲之相待、若二其不一相待一。
和レ之以二天倪一、因レ之以二曼衍一。所二以窮一年也」。

予、どうして、かのその死せんとして、後に生をもとめてもだへ泣きゝを悔いないといふことを知らうぞ。
夢の中で酒をのんで樂めるものは、且にして覺めて哭泣くさうである。
夢の中で哭泣くものは、
さめてその旦は、田獵こそ多いといふが、その夢みてゐるに方つては、それが夢であることさへ知らず、
夢の中にありながらもそれが夢でないかと、又その夢を占ふ。
覺めてからそれが夢であることを知る。
且つ大覺といふものあつて、この大夢を知るのである。
愚かなものは、自らもつて覺めたりと爲し、竊々然としてこれを知ると爲してゐる。
たゞ位置の高きをもつて、その低きに賤しみ、知識ありとして、愚かなものにはこゝろものよ。
固なるかな、かの孔丘も汝も、みな夢であらよ。
予今汝の夢を說べてゐるが、これ亦夢である。
是れその言や、それを名づけて弔詭と爲る。
これ怪しき至論の意である。

あゝ我の存在、何と神祕のことよ。
あゝ！、燦たる星よ！、日月よ。
林籟をのせてゆるみなくゆく大地よ。
あゝこの荒洪たる宇宙よ。
萬世の後にして　一たび大聖出現して此の謎を解くことなりといはじ、
因より凡人も旦、暮ゆふなにその大道に遇うてゐるといふべきである。

卽に我と汝と論辯せんに、
若か我に勝たば、
我れは若に勝たず。
然らば、若が果して是にして、我が果して非であるか。
もし我れ若に勝たば、
若は我れに勝たず。
我れ果して是にして、
若は果して非であるか。
又其れ或は是として　或は非であるか。
又其れ俱に是として、俱に非であるか。
我と若とともにその是非を知ることが出來ない。
然らば、人は互に必ず固よりその黮闇のうちに閉ぢられてしまふ。
それならば吾れその是非を誰にか正さしめようぞ。
假りに、そなたと同じきものをして、これを正さしめんとすれば、
すでにそなたに同じ。どうしてその正しきを得ようぞ。
我と同じきものをして、これを正さしめんとすれば、
すでに我に同じ。いかにしてかその正しきを得ようぞ。
それとて、我と若とに異なるものをして、これを正さしめんとすれば、
既に我と若とに異なる。どうしてこれが正しき批判を得ようぞ。
又我と若とに同じきものをして、これを正さしめようとすれば、
すでに我と若とに同じ。どうしてこれが正しきをうることが出來ようぞ。
然らば、我と若と人と、ともに相知ることは出來ない。
すでに漸くの如し、何の第四者、第五者を待つの要があらうぞ。
是非の辯、各々それ、菌々の美を競ふが如し。
相待つがことくにして、而も法爾として相待たざるものゝ如くである。
これ和するに天倪をもつてし自ら調和を爲し人意を容れざるものあるか。
これによつてもつてその說のひろがるあり、
而して我が生を窮むる所以である。

矯正図書館

千葉刑務所構外作業場の近況

根田兼治



一、砂と受刑者
二、草分けと變遷
三、一日の行事
四、敎化の重點
五、大地に甦る

(一) 砂と受刑者

何處の構外作業と雖大地と取組んだ土と受刑者の交響譜たらざるはない。ところがこゝ千葉刑務所の○○作業場では、も一つ砂吹雪の物凄さが支那大陸の黄塵を想はせる如き景物を添へて、海やそれと續ふ有様は砂と受刑者の感慨深いものがある。海岸まで一里半、その昔はこゝも海邊であつたらうか、砂地の中に作物を耕作するこの地方は、南瓜西瓜の名産地と云はれるがその畑の周圍にはきまつて葉で二尺位の高さで圍ひが廻されてゐる。でないと砂塵の爲に作物が埋つてしまふと云ふ。だから今受刑者の働いてゐる作業場では砂吹雪の猛威に時々曝されて、視線が屆かず、作業途中引上げの止むなき場合が再三ある。

太平洋岸に程近い場所にあつて國防の第一線作業に精出す受刑者は、從つて砂と闘ひながら國土技術の職士として土と砂を顔中澁中に浴びて懲罰の就業に勵んでゐるのである。

(二) 草分けと變遷

昭和十五年八月廿六日（月曜日）。この日先發設營班は抑々の上陸第一歩をこの地に印したのである。看守長一名部長二名看守七名受刑者二十名の一行が。然しその日、遠々本所より鐵路○時間到着した第一日に早くも天候の試練が待ち受けてゐた。即ち當時の「刑務日誌」を繙いて見ると——。

「晴天、到着間もなく午後五時半頃より漸次風雨激烈となり遂に颱風と化す　午後八時五十分構内外の電燈消燈　午後十時より十二時の間特に激甚、風速廿米　推定）に及び翌朝二時漸く沈靜に歸す

そして職員は非常配置に就き一睡もやらず提灯の火を便り警備に當つたが、翌朝一見するに建物の被害相當のものありしと云ふ。この辛酸勞苦を克服して設營班の工作は目覺しく進捗し十月には受刑者○○名を收容し得る運びとなつた。香取連峰を北に廣漠たるこの沼地干拓が○○場建設の大きな使命を負ひて受刑者の根かぎりの力によつて遂足した時に、天は最初の試練を試みたが、地も亦必ずしも安易を許さなかつた。と云ふのは作業場の大部分は沼地、而も晴天には砂塵舞ひ上り、降雨ともなれば忽ち現場は水の湊れ出る現況であり、宿舍附近は特に地面に凸凹甚しく、砂地に轍を沒し埋められ資物自動車の運行すら不可能であつたとは創業當初の報告書に克明に記載されてゐる如くである。

開設前後からの消長を拾つて見ると今日早くも二年半も經過したその間、昭和十六年五月以來大體○○○名に達する受刑者を動員してゐたが、同年末には契約解除一旦全員引上の事まで議せられ、○○名位へ減員するも本年に入つては○○○名から漸次增加、目下は○○○名に垂とする陣容である。元は典獄補一名看守長二名外職員五十九名の大世帶のことがあつた。その頃は保護擔當の外に教誨師も常置されてゐた。然し大東亞戰爭勃發以來は每朝職員點呼の時唱和する戰務訓の言葉通り「寡ヲ以テ其ノ軍責ヲ果サンコトヲ期ス」と看守長外三十二三名と云ふ小人員を以てこの大任に當つてゐるのである。大東亞戰爭を勝ち抜くために、道はただ一つである。受刑者と刑務官がこの道に結び付いてガッチリ盛り上る御奉公、赤誠の現れが、よくこの現狀を全からしめてゐるのであらう。

されば大東亞戰爭直後に男々しくも作業場の戰時態勢が確立された。即ち「戰時下構外作業者勤務心得」の中に「常住座臥ト雖常ニ非常時ニ待機スルノ覺悟ヲ堅持シ」「家事ノ處理ハ留守擔當者ヲ定メ一意職責ニ盡瘁スルノ覺悟ヲ要ス」と痛切な心得を規定し、「空襲時警備心得」には夜間、晝間を問はず空襲時の非常編成や空襲による死傷又は精神變調への注意、待避場所の指置等を詳しく訓へてゐる。この兩者の心得は大東亞戰下の○○作業場の大憲章である。事實昨年來幾本土空襲の際に、それが如何に勤作の規範となり、第一線的場所にあつて、よくその被害から脫し得たかを知る時、非常時態勢がよく行屆いた證左を見るのである。

去る三月末に陸軍双發性偵察機が偶々受刑者の働いてゐる現場に不時着した。山を開き沼地を埋め、芝生を植えるそ　長い二年有餘の勞苦が、やがて○○場完成街道驀進に大きな時期を劃したのである。飛行機は無事に降りた。それが如何に喜びであつたか。

汗流し工事に急ぐ仕事場に
不時着を見て無事を喜ぶ

これがその時の受刑者の感慨であつた。今や幾多の變遷を經て完成の一歩手前に迄漕ぎつけた職員受刑者の熱と力は實して餘りあるものがある。

(三) 一日の行事

劉暁たる喇叭に起き、喇叭に寢るまで、ここでの行事はすべて喇叭によつて動く——。皇軍をして勇んで敵陣地に突貫せしめ、懼ぺをして奮ひ起たせる喇叭はこゝでは受刑者の感化、規律

刑政第56巻第8号
矯正図書館

動作にどれ程役立つてゐるか知れない。

先づ朝の闇を破つて四時五〇分に職員起床の喇叭が朝靄の中に流れて行く。五時受刑者起床、點檢、朝食を終つて五時四〇分作業、檢身更衣、そして各部隊毎に隊旗を先頭に廣場に參集し、六時から國旗掲揚喇叭の行事が嚴肅に始められる。整列を終れば中隊長の號令一下「主任官ニ敬禮」次いで本部分隊長二名（受刑者）が國旗掲揚塔の前に進む。そして「君ケ代」の吹奏裡に遥しく皇國日本の象徴日の丸が朝風に翻飜とはためくのである。この時の感激こそは皇國臣民に復歸せずんばやまぬ決意を植付ける一日の中最も意義深い一瞬である。さればこそ一受刑者はその感激を歌に託してよんだ。

君ケ代と喇叭と共に讃へる
　國旗仰げば胸迫る吾は

國旗掲揚し終れば一同恭しく宮城遥拜の最敬禮をする。その間三國の鎖めの莊重な喇叭が各人の胸に「御民われ生ける驗あり」の感銘を沁々と喚び入らせる如く響き亙るのである。次いで受刑訓の唱和「一ツ無禮ノ皇恩ニ感謝シ」と心底から叫び出すその宣誓こそやがては眞乎日本人として更生する力強い誓の表示であり、決意の宣言である。宣言が終れば駈足の喇叭と共に一小隊より順次、隊旗を先頭に足並も雄々しく各現場に四散する。廣漠たる現場に喇叭行進する有樣は美事である。

やがて一日の作業が開始する。九時と午後二時の休憩、それに十一時半の晝食、すべて本部から喇叭の合圖によつて動作される。午後四時半引上の喇叭によつて各小隊は宿舍へ歸還する。その時愛馬進軍歌、露營の歌、愛國行進曲、日の丸行進曲、等を高唱しながら一日の勞作に心地よく疲れた體に鞭を加れるかの如く隊伍堂々と軍歌行進を行ふのである。引上到着すれば國旗に最敬及び宮城遥拜を行ひ歸房、入浴夕食六時點檢、六時半に就寢の喇叭、そして一時間教化時間が與へられ、讀書やラジオ、晋盤に一日の作業の疲れを休養し明日への鋭氣を培ふのである。これが作業場に於ける一日の行事の概略である。

(四) 教化の重點

〇〇〇名からの受刑者はこゝでは「兵隊」と呼ばれ軍隊式に編成されてゐる。小隊長は擔當看守、その下に受刑者の分隊長（用務者）一名及び班長數名あり、半自治的の組織である。而してこゝでは初犯者と累犯者とを區分して所謂分類處遇を實施してゐるのである。即ち初犯者と準初犯者（拘禁區分上準初犯者は相當數に上つてゐる）は各々一ヶ小隊を組織し、他の累犯者と小隊舍房共に分隔してゐる。而もこの兩小隊は數も多く相當作業城護に老年な看守を小隊長にして所謂累犯根生に墮せしめない樣に教化の徹底を期してゐるのであるが、朝夕の行進や作業狀況等矢張り懲役されてゐないだけに、よく整つた樣相を呈してゐる。教化の重點主義の好例と云つていゝ。

かくしてこゝ〇〇作業場では大地を相手に更生の息吹きが甦えるのである。晨時は砂吹雪の爲に晝食が黑くなる程汚れたり、晝ては粘土を掘り上げる爲に泥土の中へ浸りながら一日中スコップを握り所謂「アヒル部隊」の異名をとつたり、そして土の中に貝殻が飛出すと云ふことである。今は整地からコンクリート張り、石割石數、運搬等に精出すのである。廣い平原の中央に高見張りがあるが、それを中心にちこちに十ケの小隊休憩小舍がある。怡度蒙古の苞を想ひ出す樣なヒュッテが點在する、棒ぐいとテントのお粗末な小舍が——。

砂吹雪や降雨の爲に休日の折は立派な教誨堂の設備があり、十一舍もある）各房にはラジオのスピーカーの施設もある。斯くの如く教化と慰安の用意は備つてゐるのである。

而して〇〇作業場開設以來約三百名餘の滿期釋放者に對して約百二十名の假釋放者を出した事を見ても教化の實績を知ることが出來やう。本所とは相當に離れた場所でも評判は每日十作平均もあることは保護者との連絡が決して構外作業出役によつて絶たれないことを知るのであるし書信の發受數も相當の數に上つてゐる。

尙こゝでの勝れた收容者はどん〳〵選拔されて造船隊へ參加させられる、今日も亦、十五名が出陣の光榮に輝いた。

(五) 大地に甦る

「昨日も現場への途中、天理教の印絆纏を着た勤勞奉仕隊五十餘名の除草作業が展開されてゐた。一人の有閑人もあつてはならない、勝ち抜く爲に總てを生産と國防へ文字通り總力戰參加の歩調も高らかに——。その戰時體勢を眼の前に見て、受刑者の時局認識は彌々高まりつゝある。

愛の行刑、母心の行刑、更に大家族主義を標榜する吾等の行刑は時々分隊長たる受刑者十數名と同じ卓を圍んでの集會を催して、職員受刑者共に協力して國家目的完遂への道を研鑽するのである。さればこそ、〇〇名と云ふ「兵隊」達も不平なく、苦情もなく明朗に砂と受刑者の進軍譜を奏でつゝ五月十二日——局長閣下御巡視の一年目——に譽れの「錬克旗」授與の光榮に輝くべく、懸命渾身の努力を拂ひつゝあつたのである。かくしてその目ざす錬克旗は本年度の刑務所長會同の席上即ち五月十七日、燦として〇〇作業場に輝いたのである。その日、久保看守長、伊藤部長は榮ある授與式に召されて、全國刑務所長列席の裡に局長閣下より錬克旗を授與され見事榮冠を獲得したのであつた。旗の名の示す如く錬克の街道を無事故で驀進し了せた譽れはこゝに立派に實を結んだ。然しこれに決して滿足してはならない。更に更に一層の努力と精進を誓はなければならぬ。山本精神を生かし、アッツ島の忠魂に應ふる爲に——。さらば大地に甦る受刑者の眞實の更生を祈念してこの近況報告を擱く。

刑政第56巻第8号
矯正図書館

汽車・電車

吉田甲子太郎

一

規則といふものがちやんときまつてゐながら、それが空文に歸してゐる實情を見ると、私は大いに不愉快になる。

ちか頃、さういふ意味で氣になるのは、省線電車の左側乘車である。かならず規則違反をやつて、平然と右側で待機してゐる人間が二三人はある。特に若い學生などにそれが多いので癪にさはる。最も腹が立つたのは、現にレッキとした鐵道省の制服制帽をつけてゐながら、平然として右側から乘りこんだ男を見かけた時であつた。この左側乘車の問題は、毎朝の通勤ごとに、神經に引つかかつてくるので、まことに、やりきれない。一たん、きめた規則はぜひとも勵行してもらひたい。さもないと、規則をきめたことが却つて有害になる。規則はやぶつても差支へないのだといふ氣持ちを一般國民に起こさせるからである。

未成年禁酒法といふものがある。無論、結構な法律である。ところが、正月三ケ日は一家そろつて屠蘇を祝ふといふ習慣がある。どうも、この時には、せがれの一人、むすめの一人に、「お前はまだ十九になつたばかりだから、屠蘇はやめにしておけ。」とはいひにくい。おやじからはじめて、結局、國民學校に通つてゐる末の坊主まで、杯が目出度くまはつてゆくことになる。そして、未成年禁酒法といふ國法は、こゝに見事に破られてしまふ結果になる。年頭に際して、一家そろつて、まづ國法に背きそめを行ふなどは甚だもつて怪しからんことだ。この場合、禁酒法の條文のうちに、但し年頭の屠蘇酒飲用はこの限に非ずとでもいふ一項があれば、變に氣がとがめたりせずにすむわけである。あるひはちやんと、さういふ條項があるのを、私だけが知らないで、ひとりで、つまらぬ心配をしてゐるのかもしれない。

妙にコセ〳〵した、ケチ臭い話になつて恐縮だが、實は、規則をつくつたら、ちやんと守らせるがよし、守らせる事ができない規則はつくらぬがよしといふことをいひたいのである。

二

この頃の汽車はひどく込む。鐵道省が、なるべく汽車には乘らないやうにしろと聲をからして宣傳しなければならないほどの込みかたである。かう込みあふのに、二等と三等の區別を立てて、金をよけい出した人間は、いくらかでも樂な旅をさせてやらうといふ仕組みは、果していゝ事かわるい事か疑問だと思ふ。しかし、區別がしてある以上は、三等切符で二等車へ乘らせるのはよくない。規則を破ることをすゝめるやうなものである。

おととしの夏、福島から汽車に乘つた。フォームのコンクリートに白く書いた矢印しの上にたらんで列車の到着を待つほどの混雑であること、この頃と變りはなかつた。二等車のなかも、二三十人の乘客が立往生をしてゐるといふ超滿員である。私は、幸ひ運がよくつて、後部入口から取つつきの右側に席をしめることができた。となりに學生が坐つてゐる。上着も帽子もぬいで、青いシャツを着て、週刊雜誌かなんか讀んでゐる。どこかの大學豫科生ぐらゐの年輩である。最初は、どうも親のスネ噛りの學生のくせに、二等車で歸省の往復はぜいたく過ぎると、おせつかひな感想を起こして、橫目で、その學生の顏をチラリと見た。すると「おや！」といふ氣がした。顏に地方の金持ちのむすこらしい落ちつきがないのだ。學生で二等へ乘るだけの品格が見えない。こいつは三等切符ぢやないかなといふ淺ましい邪推が、すぐに私の心に起こつてきた。だが、そのうちに列車ボーイが通りかかると、料金をつけて電報を頼んだ。時々車掌がいそがしさうに車室を通りぬけても、そわ〳〵する樣子はない。落ちつき拂つたものである。私は、さきほどの邪推をひそかに撤回して、腹のなかで學生にあやまつた。ところが、福島から上野までの半分ぐらゐまで來たと思ふ頃檢札がはじまつた。車掌は後部入口のはうから切符をあらためはじめた。これが、どうやら、青シャツの學生の最初からの計畫を台なしにする結果になつたらしい。彼は立ちあがつて姿を一時くらますべき機を失したのだ。そこで、赤切符をさしだして、二等車へ乘りかへを要求した。彼が不正乘車を企てゝゐたことは、となりの席にゐた私から見れば全く明瞭だつた。しかし、その恐るべき學生は、實にシャー〳〵として乘りかへを要求したのである。そして、その結果はどうであつたか。すでに二等切符を所持しながら席を得られない乘客が多數あるのだから乘りかへを認めるわけにはいかないと斷はられて、三等車へ移つていつた

刑政第56巻第8号
矯正図書館

だけのことである。彼の何十キロかの不正乗車は不問に附されたのである。彼は、やす〳〵と、且つ堂々とその非を遂げたのである。

数日まへに、御陵場から汽車に乗つた。驛をでると間もなく、上着を腕にかかへた青年が、いなかの料理屋の女中率公にでも出てゐるらしい若い女を導いて、三等車から移つて来た。「だいじようぶ?」といふ心配さうな女の聲が、私の耳に聞こえて来たところから推測して、この二人が、赤切符であることは間ちがひなかつた。その日は、三等車のはうは立錐の餘地なく、デッキにまだ乘客があふれてゐるのに、二等はがら〳〵だつた。その男女は、向ひあつた席にゆつくりと掛けて、盛んにしやべりだした。同じ郷里の出身らしく、近所の同年輩の知り合ひの人たちに關する話が續いた。男は、なが〳〵と身を横たへるやうにして、タバコをすつた。これも、軍掌の姿があらはれても動じない。女の樣子からも、しばらくするうちに、不安らしいところは消えていつた。汽車が品川へつき、私が下車する時にも、まだふたりは餘念なく話しこんでゐた。おそらく彼等は、東北歸りのあの學生よりも、さらに幸運にその非を遂げ得た事であらう。

ことは小さいやうである。たかが、切符をごまかすだけのことである。しかし、私は、かういふ事實を目撃することに恐ろしい氣がする。小さな不正がやす〳〵と通ることを經驗した彼等が、少しづつ大きな不正を試みようとする傾向へ驅りたてられるのは自然の數ではあるまいか。私はそこにもろもろの社會惡の萠芽を見るのである。犯罪の第一歩を感じとるのである。

どんな小さな規則でも、それをつくる以上は、かならずこれを守らせる。規則をつくるがはの人間に、その覺悟がなければいけないといふことを、私は痛感する。

三

五月の末ちかいある晩、十時すぎに、有樂町から電車に乘つた。例によつて滿員である。醉つばらひがひとり、吊り革にづらさがつてゐる。ひだりてに、ひろげた夕刊をぶらさげ、口に朝日をくわへて、ぷかり〳〵とふかしてゐる。平然と禁煙の規則を破りながら、傍若無人の態度である。時々不快さうな、ながし目を送る人はあつても、みんな見て見ぬふりをしてゐる。そのうちに、職業婦人とも見える二十二三の洋服を着た女が、勇敢に、その醉つばらひに注意をうながした。

「タバコはおやめ遊せ。」

「なに!」

「タバコをおすひになつてはいけません。」

「なに!たまいきいふな!」

周圍にゐた人間の視線が殘らず、二人にそそがれた。その時、醉つばらひの右手がつと伸びて、女の肩をくいとこづいた。

「なまいきいふな!女のくせに。」

女は顔を少し赤らめたが、ひるまなかつた。

「タバコをおやめなさい。皆さんが御迷惑です。」

投げやうにいつて、彼女は醉つばらひとのあひだに、やや間隔をつけるために身をすさらせた。

私は、その樣子を見てゐて、右手がむづむづしてきた。だが、殘念なことに、私は、自分の腕力にまるで自信がなかつた。

ところが、それからの醉つばらひの勢ひは、すさまじかつた。

「なんだと!タバコをすふなよし、おれのすることが氣に入らなかつたら、貴樣が、電車からおりればいゝんだ。さア、おれのすることが氣に入らないやつは、どいつも、こいつも、みんな電車からおりちまへ!かたつぱしから、おりちまへ。」

大きな聲である。しかも、堂々と乘客全體を敵にまはして、不條理さはまる喧嘩をふつかけてきたのである。私は、自分の腕つぶしが弱いのが少し殘念になつてきた。

すると、突然、「バカ野郎。」とさけんだ人があつた。醉つばらひと背中あはせに立つてゐた、國民服の男だつた。

聲に應じて醉つばらひは振りかへつた。その顔へ、猛烈な鐵拳が飛んだ。と思ふと同時に、十にあまる拳が、醉つばらひの頭上へ、どつと襲ひかかつた。彼は鼻から血を流した。唇がきれたと見えて、口邊からも赤い糸が尾をひいた。

私は一度に胸がすつとした。そして、なぐるより仕方がない場合といふものが、現實にあるのだといふ事實を、はじめて、しみ〴〵さとつた。

醉つばらひは、大井町でおりていつた。

「おい、顔をあらつて歸れよ。その顔ぢや細君にきらはれるぞ!」

うしろから、さういふ言葉をなげかける人があつた。乘客はどつと笑つた。そして、車内は、ふたたび、なごやかな空氣がよみがへつた。(昭和一八・七・一〇)

矯正図書館

人と事業と

——「乳香園の創立者齋藤芳彦氏」を讀みて——

ぜに平

一

齋藤芳彦論が三回にわたつて連載された。齋藤氏と多少の因縁をもつ筆者は興味をもつて讀みつづけたし、本誌の傳記欄にその報筆を勸奬した筆者は又少なからず責任をも感じつつ讀みつづけた。本誌の傳記欄は一つの特別な意味をもつてゐる。それは、本誌が刑務官諸士の機關紙であると共に、その根柢には、やはり、わが國に於ける刑罰改良のことを讃する唯一とはいはぬまでも最有力の雜誌であるといふことである。その最有力な本誌がその功を讃える意味でその傳記をとりあげるとなれば、それは卷設とは異なる效果をもつべきや當然である。毎月毎月、讀んで讀み捨てゐる場合は、大した意義は感じないけれども、すこし纏まつたところで、後年、ふり返つたことにしてみれば、このことはよく判るであらう。

二

かう考へて來ると、筆者が齋藤芳彦傳を本誌に要求したことは、少しく時期の早すぎた感がないではない。まだまだ行刑上も保護上も書かるべき人が澤山ある。のみならず下世後問もない齋藤氏のことを書くことは決して容易たことではない。材料も多すぎるし、關係人も多いし、書くべくして書くに憚かられることも少くないからである。

しかるにも拘らず、敢て希望した所以は、齋藤氏のもつ偉さといふものは俗うけする性質のものでなく、もしもそのままに過す場合には忘れるともなく忘れられる處なしとせぬからである。氏は文筆の徒ではないから、殘つてゐる文筆はない。乳香園といふものが結局殘された唯一の事業である。

勿論、忘れられるともなく忘れられることは、人間として決して不幸なことではない。ただ、我々凡俗の足らわぬ思ひでは、やはり何か思ひ出を殘したいのである。殊に、行刑とか、保護とかの下積みの仕事に從事する者には、かかうしたところに、せめてもの慰めをもつのである。

三

筆者がはじめて齋藤氏に會つたのは、いまの千葉刑務所長根田氏がまだ、典獄補として巢鴨の東京拘置所建築工事に從つてゐる頃であり、西日のさす暑い應接間に於てであつた。その時の話に何十萬圓とかで大きな保護會をつくるといふやうなことが冗談のやうに話されるのを耳にした。田舍から出たての筆者としては、その話自身よりも、根田氏と齋藤氏との奇妙な對照に興味を感じてゐた。

四

其後、二、三の往復をしてゐるうちに、筆者の方からは同志のうちに進んでゐた刑事學研究の計畫が話され、齋藤氏の方からは大乳香園化の計畫が語られ、理論と實踐の一致といふやうなこと、保護、一家族保護、一調査、一研究、一基金の獲得而して保護の擴充といふやうなことが若々しい情熱の下で一聯の有機的理想的關係に於て語られた。其の間、終始「松本蒸治先生」が話題にのぼつた。

そして間もなく、當時大審院檢事であられた正木亮博士に親近することになつた。「大乳香園化」計畫は眞摯に具體化していつた模樣であつた。

田舍落ちして其後の計畫進行の模樣を知らない筆者は、死の前月の昭和十四年九月、氏の訪問をうけ、久し振りでうまいもの好きの氏と鮎を食べ、又その翌日は京都の夜を散策して計畫の着々と進んで行くのを聞いた。

五

いま、前後三回にわたつて書かれた大石氏の齋藤傳は、齋藤氏に面識をもたれぬ人の書かれたものとしては、吾等の知る限りの齋藤氏を彷彿ならしめて居り、大石氏の勞を多とするものであるが、其處に逸すべからざるものを逸した感があるのを否めない。予輩の、短かい交際のうちにもそれと知られる松本博士の後盾を逸しては、齋藤傳は全く中心を缺いたものになる。この點に於て大石氏の筆は決して充分に伸達であつたとはいへない。若しもこれを失したなら齋藤氏の眞を傳へる所以でもない。のみならず、齋藤氏を忘恩の徒とせざるかを憂ふるのである。

しかし、筆者の短かい交際では大石氏のあとにつけ加へるものを何も持つ譯ではない。ただ、昭和十四年十月、偶々上京してゐて氏の訃を知り、遺骨を東京驛に迎えた際に、松本博士の長女を驛頭に見かけ、其處に齋藤氏の半生かけた仕事の蔭の力を見た樣な氣がしたのである。

矯正図書館

南のたより

役所の方も順次整備し構外作業も先月から始めましたが、大變能率が良く更に千名程出して呉れとの要求があり、然もこの作業場が浦岡刑務所主催の山崎機のやられた大井作業場の當地にあり出張所と言ふ、奇しき因縁付きの場所である事も面白く感じました。

色々な當地の模様も近く刑政に御送り出來る事と存じます。上海の物價は誠に驚異的で着守相當の日本人の初任給も手當合せて三百圓ですが、それでは一寸苦しい狀態です、が私達は相當樂で然も妻子同行の場か行狀も極めて宜敷く、大した病氣にもならず行刑に專心出來ることを感謝してゐます。在滬司法官並工部局警察部の親身の御支援の下に愉快に執務出來ることの幸福を忘れることは出來ません。何時か歸還する樣にならうとも最後の日まで眞に東洋的なものを中國人に見せ、これを植付ける樣心懸けゐます。

上海……本田清一

當地へ來てからもう一ヶ月近くなりました。大分生活にもなれてこれからといふ處です。御蔭樣で非常に元氣です。こちらの監獄にはまだ行つてみる機會をもつてゐませんが、近く訪問してみようと存じます。規程だけは立派だが始と見るべきことをやつてゐない樣です。豫算は約百萬圓、作業收入十五萬圓といふのが職前の成績です。

遙かに御健康を祈ります。

比島……小野崎權七

毎月の刑政唯有難く拜見、そして當に新しき戰時行刑を體得、及ばず乍ら御奉公申上げて居ります。此處迄來て刑政を通じ諸先生の御教を戴くなど夢想だにもしませんでした。

正木局長初め諸先生の親心の程唯々感謝の外はございません。幾世紀か前の此の爪哇の行刑も近代日本行刑の脚光を浴びつゝ着々總てが整備されつゝあります。

安達部長を初め一同元氣で吾等の使命に擬身して居ります。

ジヤワ……佃善四郎

今般スマラン州アンバラワ刑務所勤務を命ぜられました。中部一の大刑務所で無期刑の思想犯を多く拘禁して居ります。十七年前兵營を改裝して刑務所とし、スマトラの反亂民族（無期）思想犯を拘禁したらしいのを曲りなりのマレー語で知ることが出來ました。此處は實に涼しい內地の秋を思はせる樣な處です。見渡す限りの廣い農場で千名近くの出業受刑者の集團を乘馬で巡回しますが一寸も汗が出ません。

ジヤワ……小川清則

御蔭で無事に目的地へ參り先任者の御指導を賜つて大いに現地研究に努めて居ります。當地は酷暑の候にて連日汗の試練をうけ日に三四回も水浴をいたしてゐます。司法課には六人の司政官に六人の判任官の方が居ります。司政官では小生末席、內地の所長生活を思ふと幻滅の悲哀を感じないわけではありませんが、何事も御國のため一生懸命御奉公してみたいつもりです。

比島……小野崎權七

刑務所便り

第三少年造船奉公隊結成式

新潟刑務所

春風豐に花薫る四月三日神武天皇祭之佳節を卜して新潟刑務所に於て第三少年造船奉公隊結成式が擧行せられた。

擊ちてし止まむの決戰下に於て鐵窓から出て勤勞職工として銃後第一線に活躍する機會の與へられたことは何んたる感激であらう。是れこそ決戰體制の結束であり我が行刑史上に於ける劃期的事象であり、尊嚴なる皇道精神の發露、一億總進軍の實現である

此の行刑史上記念すべき式典を擧行すべく遙拜所前の廣場には紅白の幔幕を張り廻らし、壯嚴なる式場に一段と嚴肅さを添へたのであつた。此の日公務御多端なるにも拘らずこの式典に行刑局長園下並に行刑局錬成課長榎の御臨席を得たことは一同洵に感激に堪えざるものがあつた。

東條內閣總理大臣閣下の巡視を仰ぎて

東京造船部隊

六月一日、東條內閣總理大臣閣下には帝都の一角佃の島に、リベットの音、高らかに響く石川島造船所並時局の要請に即應して新設された吾が東京造船部隊を巡視された。

この日恰も安全週間第一日に當り、隊員工員打ち揃つて、神前に於ける嚴肅な式典に參列し、心を清め身を固め、職擧誓つて職場についた、

午後四時十五分、大東亞の盟主、帝國日本の首相として、今をときめく、東條總理大臣は陸軍大將の軍裝颯々しく勳功を語る金鵄勳章を佩用し、隨員佐藤軍務局長、海軍監督官長、海軍艦政本部飯河大佐、外陸海軍將校數名を從へ自動車を滑らせて造船所事務所に到着せられ漸次休憩の後荒木社長より造船の現況報告を次いで司法當局の革新的英斷により造船作業出業中の我部隊の報告書提出を受け引續き造船所內を具に巡視せられ終つて從業員（幹部職員以下工員並隊員）を臨洲神社廣場に參集せしめ、首相自ら壇上に登り、職時下造船の重要性を說き力强き激勵の訓示を與へられ午後五時五分辭去せられたが、御巡視を受けた隊員一同は感々感激を新にし一死造船奉公の誠を捧げ眞に皇國臣民として更生せんことを固く〳〵誓つたのである。

矯正図書館

刑政俳壇

臼田亞浪選

桐いまだ裸脛の月しのび　松本市川紅東
獄の雪蒼みもち來つ散る櫻　同
からたちのとげやはらかに虫育つ　松本市川幸吉
綠蔭や手觸れて熱き牛の鼻環　水戸儘田義雄
子の汽車の遠ざかりゆき蛙鳴く　富山栃折越人
ワキシヤツの襟の冷たさ海雨來り　京都藤田玉嵐
木蓮の匂ふ寺境の朝しづか　長野東洋兒
薔薇咲ける獄庭や子の母も泣き　京城金光英三
悲報きく五月の夜空重かりし　宇和宮小峰凍村
五月雨るゝ夜を英霊の鑑泊つる　岡山青葉
行々子啼き合ひ湖の明け來る　富山久美子
白樺を縫ひ雪解川奔流す　博生高校三原いしろ
千麥の香や高々と編隊機　大阪山田椒粒子
雲峰や編隊機現れ遠のく　府中しのぶ
鶏頭咲く牧場の柵に佇つしばし　秋田飛田北花
山びらきアツツ櫻ぞ眼に燃ゆれ　札幌ほくろ
常會の灯のほの暗く麥匂ふ　全羅吉原正光
征く友と暫し新樹の影を踏む　奈良磯野莞人
花御堂月魄だちし空かぶり　宮城志賀宮童
みんなみんな櫻のつぼみ遺兒部隊　横濱先崎寧芳
聖將の神魂迎へぬ多磨の夏　府中川鍋茂穂
瓜の葉の露拂ふ風に舞ふ蜻蛉　仁川安達金八
初蟬を子等は見上げてゐみゆく　松江金織玉仙
春の雲いざよふ月の窓に倚る　京城石田定慶
亙き死にわが魂も沸れり夏天へ　奈良丸尾泉玉

臼井大翼選

警報下對空準備とゝのへりこゝろしづかに國を思ふも　全州吉原正光
月光はわがエプロンに蓄かりき思ひ深くぞ歩みてはゐし　三次卯月
ひねもすを砂遊びして疲れ寝し子の顔涼し青蚊帳の風　仁川安達翠峯
殊更に言擧げせねど身のかぎり職につくして撃ちてしやまむ　仁川安達千笑子
街を行く金魚屋の聲すゞしくて水なつかしき頃としなりぬ　大阪和多正巳
温かくかゆまるらせて病の母をいたはる妻の氣高くぞ見ゆ　旅順木村敬重
この塀の外そゞろ行く人の聲耳をすませばきこゆるものを　廣島生野連治
南海の決戦場に行く船と浜一本も魂込めて打つ　鶴見造船小笠原正夫
神去りし戰友の面影想ひつゝ一夜眠らず知らせありし日は　西巣鴨木内美經
ぬか雨に牛も小簑をきせられて田植奉仕にゆきにけり　宮城志賀宮童
子と妻と夕餉の話に向ひゐてあはれアツツ島の玉砕聞けり　廣島山村勝
萬人みな海の提督と仰ぎ居し尊き君を見む術たえぬ　札幌來生忠次
月刊の和歌誦まりて讀みて居り人の心はなべて同じき　合北佐藤修三
アツツ島の悲憤を胸に國民の心新にうちてし止む　小田原内田露寳
潮滿ちて淀み中たけき大河にもやへる舟の影さやかなり　岡山青月

例規

依命通牒

刑務共濟組合ノ被扶養者ノ醫療共濟擴充ニ關スル件依命通牒

（司法省行刑局行刑第七四六號 昭和十八年六月三十日）

標記ノ件四月二十七日司法省令第三十二號ヲ以テ公布相成候處右ハ決戰下行刑ノ第一線ニ立ツ組合員ノ職責ノ重大ナルニ鑑ミ組合員ヲシテ眞ニ後顧ノ憂ナク專心職務ニ盡瘁セシムルガ爲擴充セラレタルモノニ有之候條之ガ施行ニ當リテハ左記事項御留意ノ上一層ノ御配意相成度此段

記

一 從來ハ被扶養者ガ醫療ヲ受ケタルトキ組合員ガ引續キ一年以上組合員タル場合ニ於テハ入院ニ要スル費用又ハ一回十圓以上ノ處置料若ハ手術料ニ限リ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ組合員ニ給與シ得タルヲ本年四月一日以後ニ於テ醫療ヲ受ケタルトキ組合員ガ引續キ六月以上組合員タル場合ニ在リテハ前記ノ制限ナク一律ニ醫療費ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ組合員ニ給與スルコト

二 被扶養者ノ醫療共濟ニ關スル取扱ハ昭和十七年十二月二十一日行甲第二二二八號依命通牒ニ據ルコト

但シ同通牒ヲ左ノ通改ム

（一）第二號甲一組合加入後一年以上經過ノ組合員ニシテ其ノ被扶養者ヲ入院又ハ一回十圓以上ノ處置若ハ手術ヲ受ケシムルトキハ一ト月以上經過ノ組合員ニシテ其ノ被扶養者ヲ疾病又ハ負傷ニ關シ醫療ヲ受ケシムルトキハ一ニ改ム

（二）第三號ノ次ニ「三ノ二」トシテ左ノ事項ヲ加フ

被扶養者ガ組合ノ協定セル組合醫以外ノ醫師ノ醫療ヲ受ケ又ハ醫療承認書（診療券ヲ含ム）ヲ組合醫ニ提示セズ普通ノ患者トシテ醫療ヲ受ケタルトキノ醫療給與金ハ各所ニ於テ醫師會ト協定ニ依ル普通慣行料金ノ二割引若ハ健康保險ノ診療報酬點數表ニ依ル料金ヲ標準トシテ內議ノ際當局ニ於テ其ノ額ヲ算定ス

（三）第四號中「認定事實ヲ簡明ニ記載スルコト」トアルヲ「認定事實ヲ簡明ニ記載スルノ外其ノ標題ヲ刑務共濟組合家族醫療給與金給與ニ關スル件」ニ改ム

（四）第六號中「被扶養者醫療給與金トシテ記載シ」ノ下ニ「但刑務共濟組合收支報告書（第四號樣式）ノ繰越ノ部種目ノ欄醫療給與金ノ右ニ又收支決算書（第五號樣式）ノ支出ノ部共濟金ノ欄分娩給與金ノ右ニ各々「家族醫療給與金」ノ欄ヲ「適宜設ケ」ヲ加フ

三 組合事務擔任者ハ軍務多忙ノ際被扶養者ニ對スル醫療共濟ノ擴充ニ依リ更ニ繁劇ヲ加フル傾ナルモ本組合ノ本質ニ鑑ミ一層ノ熱意ト親切心ヲ以テ共濟ノ實ヲ擧ゲル樣努ムルコト

應召官吏ノ補缺及復歸ニ關スル勅令ノ運用ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第七四九號 昭和十八年六月廿八日）

客月十九日附昭和十八年勅令第百三十九號公布施行セラレ候ニ付テハ爾今官吏ノ配置定員ニ對スル運用ハ左記ニ依リ管內施設スコト相成候條依命及通牒候

記

一 同令第五號（本年三月二十日官報揭載）ニ依リ充員召集及臨時召集ニ依ル應召者ニ限リ配置定員外ト爲ルモノトス

二 應召者ニ關スル休職ノ取扱ハ三月末日迄トシ四月一日以降ノ應召者ハ現職ノ儘應召セシメ配置定員外トシ其ノ補缺ヲ爲スコトヲ得

三 三月末日迄ノ休職應召者ハ四月一日付ヲ以テ復職ヲ命ジテ現職應召ト爲シ前項ト同樣配置定員外トスルコト

四 應召者復歸ノ際配置定員ニ缺員ナキ爲引續キ定員外ト爲シタルトキ又ハ其ノ後缺員ヲ生ジタルニ依リ定員內ニ組入レタルトキハ速ニ夫々其ノ旨ヲ本省ニ報告スルコト

應召官吏ノ補缺及復歸ニ關スル勅令ノ運用ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第七四八號 昭和十八年六月廿八日）

今回標記ノ件ニ關シ人事課長ヨリ依命通牒有之候處尙左記事項御留意相成度候

記

一 同通牒第四項記載ノ報告ハ別紙樣式ヲ以テ行刑局長宛之ヲ爲スコト

尙應召者復歸後定員外トシテ滿十月ヲ經過シタルトキニ於テモ配置定員ニ缺員ヲ生ズル見込ナキトキハ至急行刑局長ノ指示ヲ受クルコト

二 前項ノ場合ニ於テハ本人若ハ他ノ者ヲ配置定員ニ缺員アル他ノ所ニ出向セシムルカ又ハ其ノ所ノ配置定員ニ缺員ヲ生ズルニ至ル間臨時雇員ヲ行フカノ外途ナキヲ以テ出向ニ對スル本人若ハ他ノ者ノ意向ヲモ一應聽取シ意見ヲ付シテ行刑局長ニ報告スルコト

配置定員外ト爲シ又ハ其ノ後定員內ニ組入レタル應召官吏復歸職員報告書

何月末日現在

配置定員	人	現在人員	人

官職名	氏名	（定員外ト爲シタル月日）	其ノ後定員內ニ組入レタル月日	（定員外ト爲シタル月日）（後記ノ月日）	定員外俸給月額	定員外俸給支給開始年月日	備考

記載例

一 本書ハ配置定員外ト爲シ又ハ其ノ後定員內ニ組入レタル應召復歸職員ニ限リ揭記ノコト

二 右事實發生當月ノ末日現在ヲ以テ調製シ其ノ翌月五日迄ニ到着ノ見込ヲ以テ提出ノコト

三 定員外全期間中俸給支給總額ハ其ノ後定員內ニ組入レタル者ニ限リ定員外全期間中ニ於テ刑務費又ハ臨時刑務費ノ相當科目ヨリ支出スベキ又ハ支出セル金額ヲ揭記ノコト

應召雇員ノ補缺及復歸ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第八六二號 昭和十八年五月四日）

大東亞戰爭ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル雇員及傭人ハ昭和十八年三月十九日勅令第百三十九號ニ依ル文官ト同樣ノ取扱ヲ爲スコトト決定相成應召傭人ノ取扱ニ關シテハ曩ニ會計課長ヨリ依命通牒有之候處應召雇員ノ補充及復歸ニ關シテハ左記ノ通御取扱相成度候

記

一 昭和十八年勅令第五號（三月二十日官報揭載）ニ規定スル應召者（无員召集及臨時召集ニ依ルモノ）ハ配置定員外トシ其ノ補缺ヲ爲スコトヲ得

二 前項ノ應召者ノ補缺ヲ爲サントスルトキハ應召人員ノ八割ノ範圍內ニ於テ之ヲ行フコト（端數ハ四捨五入トス）

三 應召者所屬官廳ニ復歸シタル場合ニ於テモ右ト同樣トス

四 應召雇員補缺ノ場合ニ於ケル應召雇員ノ取扱ハ前項ニ準ズ

於テ配置定員ニ缺員ナキトキ（例之一時ニ缺員以上ノ復職者アリタル場合ノ如シ）ハ復職後一年間ヲ限リ目廳支辨ヲ以テ復職者ヲ定員外ト爲スコトヲ得

KE造船作業附帶經費處理方ニ關スル件

（司法省行刑局行刑第八〇六號 昭和十年九月三日）

標記ノ件別紙ノ通關係刑務所長宛通牒受置候處爲參考寫一部送付候

KE造船作業附帶經費處理方ニ關スル件

（司法省行刑局行刑第八〇六號 昭和十年九月三日）

標記ノ件別紙造船作業附帶經費處理要項ニ則リ施行相成度及通牒候

追テ本費取扱ニ付テハ愼重ナル注意ヲ拂ヒ苟クモ他ヨリ批難乃至誤解ヲ受クルガ如キコト無之樣特ニ留意相成度候

KE造船作業附帶經費處理要項

一司法省行刑局長及海軍鑛政本部會計部長トノ間ニ於ケル協定書ニ基キ海軍ヨリ直接支拂ヲ爲サシムルモノトス但シ職員各個ニ直接支拂ヲ爲スコト頗ル不利ナリトセバ對手方ト協議ヲ遂ゲ月一回若ハ二回ノ支拂日ヲ定メ便宜一括シテ代理受領交付スル等ノ便法ヲ講ズルハ差支ナカルベシ此ノ場合ハ遲滯ナク本人ニ交付シ其ノ受ヲ明瞭ニスルコト

二現場勤務看守長ニ對シ分任物品會計官吏ヲ命ジ現場ニ於ケル物品ノ出納保管ニ任ゼシムルコト

三附帶經費支辨ノ雇員補人ハ他ノ囑託ト共ニ刑務所名ヲ以テ採用シ定員外無給囑託トスルコト（但シ共濟組合ニハ關係ナキモノトス）

四派遣職員ニ對シテハ附帶經費標準明細書ニ豫定シタルモノノ外如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ附帶經費ヲ以テ給與ヲ行フコトヲ得ズ

五派遣職員ノ旅費支出區分ハ左ニ依ル

（イ）轉勤、出向者ニシテ一應本務廳ニ赴任シタル者ノ本務廳迄ノ旅費ハ官費　臨時雇傭費以下同ジ）ヨリ支辨ス

（ロ）轉勤、出向者ニシテ直接現場ニ到リ其ノ儘勤務（引續キ滯在）ニ服スル者ノ元廳ヨリ現場迄ノ旅費ハ官費ヨリ支辨ス

（ハ）本務廳ヨリ現場迄ノ往復旅費ハ附帶經費ヨリ支辨ス

（ニ）現場勤務滯在中ノ者本務廳ヘ勤務替ノ場合ハ附帶經費ヨリ支辨ス

（ホ）現場勤務滯在中ノ者直接他刑務所ヘ轉勤、出向ノ場合ハ官費ヨリ支辨ス

六前項各號ノ場合等ニ於ケル旅費支給方ハ左ニ依ル

（イ）轉勤、出向者ニシテ現場勤務ニ服スル前一應本務廳ニ赴任（本務廳ガ順路ノ途中ニ在ルトキハ先ヅ本務廳ニ赴任スルヲ本則トス）シタル者ニ對シテハ規定ノ赴任旅費ヲ支給ス尙元廳ガ兼務廳トナリ住所ガ兼務廳ニ在ル場合ハ移轉ノ事實トナラザルコト勿論トス

（ロ）轉勤、出向者ニシテ直接現場勤務（引續滯在）ニ服シ（現場ガ順路ノ途中ニ在ルトキハ直接現場ニ赴任スルヲ本則トス）タルトキハ出發地ヨリ現場迄規定ノ鐵道賃、日當、宿泊料及赴任手當ヲ支給ス但シ移轉料ハ支給セズ

（ハ）轉勤、出向者ニシテ直接現場勤務ニ服シタル者ガ現場滯在中本務廳ヘ勤務替トナリタル場合ハ現場ヨリ本務廳迄規定ノ出張旅費竝ニ住所移轉ノ事實アラバ元廳ヨリ本務廳迄ノ移轉料ヲ支給ス（赴任手當ハ現場ヘ直接赴任ノ際支給ズミ）

（ニ）轉勤、出向者ニシテ直接現場勤務ニ服シタル者ガ現場滯在中現場ヨリ他刑務所ヘ轉勤、出向シタル場合ハ現場ヨリ轉勤、出向先迄、規定ノ赴任旅費ヲ支給ス但シ此ノ場合ノ移轉料ハ元廳ヨリ轉勤、出向先迄ノ分ヲ支給ス

（ホ）現場勤務滯在中ノ者本務廳ヘ歸還シタル場合ハ本務廳到着ノ日ノ宿泊料竝ニ同滯在中ノ日當、宿泊料ハ之ヲ支給スルノ限ニ在ラズ

（ヘ）現場勤務滯在中ノ者他ヘ出張シ現場ヘ歸リタル日（即日歸リタル場合ヲ含ム）ノ宿泊料ハ別紙ニ依リ減額支給ス

前項ハ現場勤務ノ爲到着シタル日ノ宿泊料ニ準用ス

七現場出張受刑者ノ增減ノ爲ニスル護送旅費ハ總ベテ附帶經費ヨリ支辨ス

八附帶經費調辨ニ依ル物品ハ現在受領ト同時ニ寄附受納ノ手續ヲ爲シ刑務所用品トシテ正規ノ取扱ヲ爲スコト

九附帶經費處理上必要ナル諸帳簿、用紙類ハ總ベテ本費ニテ調辨スルコト

十附帶經費支辨ニ依ル出張受刑者ノ增食費ハ一人一日ニ付金五錢以內トス

十一附帶經費處理ニ關シテハ每月分ヲ取纏メ翌月十五日迄ニ左ノ書類ヲ作成報告ノコト

（イ）附帶經費計算書（第一號樣式ニ依ル）

（ロ）附帶經費ヲ以テ支拂ハシメタル證憑書類ノ寫

附帶經費計算書列記ノ順ニ依リ區分集計ヲ附スルコト

（ハ）寄附物品受納調書（第二號樣式ニ依ル）

十二附帶經費處理上疑義アル場合ハ其ノ都度經伺ノ上處理相成度

第一號樣式

昭和十八年「何」月分（昭和十八年行甲第　號ニ依ル）

附帶經費計算書

「何」刑務所
「何」造船隊

支出項目	本月分支拂額	前月迄ノ分合計	未拂額	支拂額ト未拂額ノ合計
職員ニ要スル經費	「何」圓	「何」圓	「何」圓	「何」圓
派遣職員滯在旅費	〃	〃	〃	〃
「何」々	〃	〃	〃	〃
受刑者ニ要スル經費	〃	〃	〃	〃
護送費	〃	〃	〃	〃
「何」々	〃	〃	〃	〃
合計	〃	〃	〃	〃

備考
一、本月中出業延人員　　人
二、同上附帯経費計算高　　圓
三、出業延人員累計　　人
四、附帯経費計算高累計　　圓
五、右計算高累計ト支拂額及未拂額ノ合計トノ差引殘高　　圓
（註）
一、支拂項目ハ濃淡明細書列記ノ順ニ依ル
二、本調書ニハ所名ノ下ニ廳印ヲ押捺シ添書ヲ要セズ

第二號樣式

昭和十八年「何」月分（昭和十八年　月　號ニ依ル）

寄附物品受納調書　「何」刑務所（「何」造船隊分）

品目	數量	單價	金額	經費別又ハ使用目的	備考
增菜	九〇〇人分	四〇錢	四三〇〇圓	增菜費	
手袋	三〇〇組	三〇〇	一〇〇〇〇	就業者作業用	
地下足袋	一〇〇組	一三〇〇	一三〇〇〇	被服費	
合計	「何」		三四三〇〇		

（註）經費別受入品目別ニ記載ノコト

減額シタル宿泊料支給額

官職名	減額宿泊料
部隊長タル典獄	三、五〇〇
典獄	三、〇〇〇
保健技師	二、四〇
教誨師（奏）	
作業技師	二、三〇
保健技手	二、〇〇
教誨師教誨師	
作業技手	一、六〇
看守長	
副看守長	
看守部長	

看守　一、四〇
囑託及雇員　一、三〇
傭人　一、三〇

應召傭人ノ補缺及復歸ニ關スル件

（司法省刑事局第二二四號　昭和十八年五月四日）

大東亞戰爭ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル傭人ハ昭和十八年三月十九日勅令第百三十九號ニ依ル文官ト同樣ノ取扱ヲ爲スコトニ決定相成候條左記ノ通御取扱相成度依命此段及通牒候

記

一昭和十八年閣令第五號（三月二十日官報揭載）ニ規定スル應召者（充員召集及臨時召集ニ依ルモノ）ヲ所屬官廳ノ配置定員外トシ其ノ補缺ヲ爲スコトヲ得

二前項ノ應召者ノ補缺ヲ爲サントスルトキハ應召人員ノ八割ノ範圍內ニテ之ヲ行フコト（端數ハ四捨五入トス）

三應召者所屬官廳ニ復歸シタル場合ニ於テ配置定員ニ缺員ナキトキ（例之一時ニ缺員以上ノ復歸者アリタル場合ノ如シ）ハ復歸後一年間ヲ限リ自廳支辨ヲ以テ復歸者ヲ定員外ト爲スコトヲ得

造船作業出業受刑者ニ對スル假釋放上申ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第七七七號　昭和十八年五月四日）

頒今標記受刑者ニ對スル假釋放上申ニ際シテハ上申書ニ左記事項記載ノ上速達相成度候

記

一造船作業ニ對スル受刑者出業要綱（昭和十七年十月十五日行甲第一八〇六號通牒）第十一條ニ依ル造船從業日數、換算日數及換算ニ依ル殘刑期間ヲ犯罪關係執行濟期間及殘刑期間欄ノ下部ニ左記設例ノ如ク記載スルコト

例（四月二十六日上申トシテ）

刑名　刑期　一年六月
刑ノ起算日　昭和十七年四月十四日
刑ノ終了日　昭和十八年十月十三日
假釋放條件　昭和十七年十月十三日
期間經過ノ日　一年ノ月餘
執行濟期間　一〇〇日
造船從業日數　一五〇日
殘刑期間　三月餘
換算ニ依ル殘刑期間　三月三十日
（註）換算ニ依ル殘刑期間ハ換算日數ヨリ從業日數ヲ差引タル日數ヲ未決通算日數算入ノ方法ニ依リ刑ノ終了日ヨリ控除シ假定終了日ヲ算出シ之ニ依リ殘刑期間ヲ計上スルモノトス

逃　躍

判任官ノ轉勤ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第一三一號　昭和十八年五月十二日）

本所、刑務支所間ニ渉ル判任官ノ轉勤ニ付テハ昭和七年一月行秘甲第二四號通牒ニ基キ豫メ事情ヲ具シ內議相成ベキ筈ノ處往々內議ヲ經ス直ニ之ヲ囑行シ且ツ其ノ報告ヲモ遲延スル向有之候ヘ共斯テハ一般異動計畫並ニ手續上支障不鮮候ニ付前記通牒ヲ御勵行相成必ズ事前ニ內議相成樣格段ノ御配意相煩度候

構外作業場勤務ノ爲出向ヲ命ゼラレタル看守ニ對スル旅費支給ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第九三一號　昭和十八年五月十七日）

自今構外作業場勤務ノ爲出向ヲ命ゼラレタル看守ニ對スル赴任旅費中移轉料ハ豫メ處理ノ都合上本人ガソノ住所ヲ移轉スルト否トニ不拘之ヲ支給セザルコトニ御取計相成度

追テ昭和十六年五月二十日行甲第七八三號通牒一〇、ノ場合ニ於テアハ鐵道賃、船賃、日當、宿泊料ノ外赴任手當ヲモ支給相成差支無之候

大正十三年十二月司法省行甲第一九七六號訓令少年刑務所ヘ收容セザル受刑者中特別設備ヘ移送スル以外ノ受刑者

移送區分中左ノ通改正ス

（司法省行刑局行甲第九六九號　昭和十八年五月廿六日）

川越少年刑務所ノ項受送刑務所ノ欄及摘要ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

豐多摩刑務所	初犯者
府中刑務所	累犯者
千葉刑務所	準初犯者

其ノ所並ニ所轄刑務支所ニ於テ刑確定セル受刑者中特別設備ヘ移送スル以外ノ受刑者ハ別表ニ依リ移送集容スベシ

（司法省行刑局行甲第七〇一號　昭和十八年戸月廿三日）

（別表）

種別	集容刑務所
初犯者	豐多摩刑務所
準初犯者	千葉刑務所
累犯者	府中刑務所

其ノ所並ニ所轄刑務支所ニ於テ刑確定セル受刑者中特別設備ヘ移送スル以外ノ受刑者ハ德島刑務所ヘ移送集容スベシ

（司法省行刑局行甲第七〇一號　昭和十八年戸月廿三日）

其ノ所並ニ所轄刑務支所ニ於テ刑確定セル受刑者中特別設備ヘ移送スル以外ノ受刑者ハ別表ニ依リ移送集容スベシ

（司法省行刑局行甲第七〇一號　昭和十八年戸月廿三日）

（別表）

集容刑務所	移送刑務所
山口刑務所	下關刑務所
廣島刑務所	德山刑務支所
	小倉刑務支所
福岡刑務所	

其ノ所並ニ所轄刑務支所ニ於テ刑確定セル受刑者中特別設備ヘ移送スル以外ノ受刑者ハ熊本刑務所ヘ移送集容スベシ

（司法省行刑局行甲第七〇一號　昭和十八年戸月廿三日）

其ノ所並ニ所轄刑務支所ニ於テ刑確定セル受刑者中特別設備ヘ移送スル以外ノ受刑者ハ熊本刑務所ヘ移送集容スベシ

（司法省行刑局行甲第七〇一號　昭和十八年戸月廿三日）

老齢者集容規程別紙ノ通定ム

（司法省行刑局行甲第七〇一號　昭和十八年戸月廿三日）

昭和五年九月行甲第一、三七〇號訓令ハ之ヲ廢止ス

老齢者集容規程

第一條　本規程ニ於テ老齢者トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル男懲役受刑者ニシテ刑期六月以上ノ者ヲ謂フ

一、年齢六十五歳以上ノ者

二、身體虚弱ニシテ普通立業ニ堪ヘザル者

三、不具者

四、痼疾者

第二條　老齢者ヲ集容スル刑務所及其ノ移送管區ハ左ノ通トス

集容刑務所	移送管區（摘要）
宇都宮	東京、宮城
松江	大阪（第二條第一號ノ一）
尾道（支）	廣島
宮崎	長崎

備考　管區ハ行刑警備管區ニ依ル

第三條　前條ノ刑務所ニ於テハ老齢者ニ對シ養護又ハ修錬ノ爲必要ナル特別處遇ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ刑務所長ハ其ノ準則ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條　拘置所長又ハ刑務所長老齢者ニシテ第二條ノ刑務所ニ移送スルヲ適當ト認ムル者ルトキハ別紙樣式ニ依ル調書添付ノ上司法大臣ニ移送ノ上申ヲ爲スベシ

第五條　第二條ノ刑務所ニ於テ刑確定シタル受刑者ハ左記ニ依リ之ヲ移送スベシ　但シ第一條各號ノ一ニ該當シ繼續收容ヲ適當ト認ムル者ハ此ノ限ニ在ラズ

刑務所　移送先刑務所

宇都宮　水戸

松江　尾道（支）　宮崎　廣島　岡

（別紙）

老齢者移送該當者調書

罪名 刑期	刑ノ終了日	移送事由	本籍地 氏名	年齢	備考
現在					
健康狀態					

刑務共濟組合員懲戒處分等ニ因リ官職ヲ免ゼラレタル場合ノ共濟金ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第一二〇三號　昭和十八年六月廿二日）

標記ノ件ニ關シテハ從來規則第二十六條ニ據リ脫退給與金不給與ノ場合ニ限リ上申ヲ爲シ然ラザルモノハ所長限ニ於テ給與シ來ルトコロ現下共濟ノ實情等ニ鑑ミ苟モ組合員ノ體面ヲ汚損シタルモノニ給與ヲ爲スハ夙カ適當ナラザル樣思料サレ候條斯ル場合ハ單ニ脫退給與金ニ限ラズ縱令其ノ以前ニ於テ他ノ共濟金給與ノ事由發生シ懲戒處分又ハ刑事處分ノ事由ト何等因果關係ナキ場合ト雖モ未ダ給與ヲ了セサル總テノ共濟金ハ原則トシテ給與セザル樣所長限ニ於テ處理シ情狀ニ依リ特ニ給與セントスルモノニ限リ關係書類ヲ添付シ上申相成度候

追而右ハ來ル七月ヨリ實施スルコトトシ尙昭和十五年十二月行甲第一四五八號刑務共濟組合ノ給與金給與ニ關スル件通牒ハ廢止ノコトニ御了知相成度

遣船作業ニ對スル受刑者出業要綱一部改正方ノ件依命通牒

（司法省行刑局行甲第七七八號　昭和十八年五月戸日）

客年十月十五日行甲第一八〇六號ヲ以テ設定相成候標記出業要綱第四條ヲ左記ノ通改正候條御了知相成度候

記

第四條　拘置所長、刑務所長又ハ少年刑務所長ハ毎月一日現在ヲ以テ第三條ニ該當スル者ヲ調査シ別記樣式ニ依リ施行刑務所長ニ通報スベシ

施行刑務所長ハ前項ノ通報ニ基キ適格者ヲ選定シ先方所長ト協議ノ上其ノ移送ヲ受クベシ

第四條ノ二　施行刑務所長受刑者ヲ奉公隊ニ編入シタルトキハ其ノ都度第四條ノ樣式ニ準ジ行刑局長ニ報告スベシ

詭激思想抱懷者、軍紀會議處斷受刑者、無期刑受刑者、四犯以上ノ受刑者等假釋放ノ審査ニ當リ特ニ犯罪關係ヲ重視スルノ要アル者ノ編入ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ豫メ第四條ノ樣式ニ準ジ司法大臣ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス

別記樣式

豫算流用制限ノ緩和ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第九二二號　昭和十八年五月十五日）

歲出豫算ノ流用制限緩和ニ關シ今回左記ノ通決定相成候條御了知相成度候

記

同項內地ノ費目ヨリ各所修繕竝ニ內國旅費ノ目ヘノ流用ハ年額百圓ノ範圍內ニ於テハ所長限リ之ヲ執行シ得ルコトニ相成居レルモ本年度ヨリ百五十圓マデハ刑務所會計事務章第三十六條ノ屆出ニテ差支ナキコト

豫算增減ノ場合圓位未滿ノ端數金處理ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第九二二號　昭和十八年五月十五日）

爾今豫算ノ增減ヲ爲ス場合ニハ事務ノ簡素化ヲ圖ル爲原則トシテ金額ヲ圓位ニ止メ其ノ增額ノ場合ハ合計額ニ對シ圓位未滿ヲ切上ゲ減額ノ場合ハ圓位未滿ニ切捨ニ處理致スニ決定相成候條依命及通牒候

追テ上申書ノ內容ハ右ノ限ニ在ラザル樣ト御了知相成度候

刑務官異動

六月一日

陸軍航空本部ニ於ケル業務ヲ嘱託ス	看守長	坂本義徳（府中）	同
同上	同	山本堯春（府中）	岐阜
同上	同	山口政雄（府中）	姫路少
同上	同	佐々木憲夫（府中）	久留米少
小川原ニ傾度	典獄補	横山和義（少）（小田原）	札幌
任網走刑務所長（八月一日）宮城刑務所ヘ	看守	槇尾龜藏（府中）	網走
小倉	副看守長	櫻井茂八郎（小倉）	同
宇都宮	同	板橋煒平（宇都宮）	樺太
岡山	看守長	荒木悟（長崎）	盛岡少

六月三日

長野	副看守長	松尾義雄（長野）	帯廣少
高松	同	鈴木正俊（大阪）	新潟
徳島	同	山本昌太（徳島）	東京拘
三重	同	山田林四郎（名古屋）	名古屋
山口	同	平岡富生（長崎）（小倉）	網走
鹿児島	同	橋上由太郎（小倉支）	同
高松	同	上月愛太郎（姫路少）	同
静岡	嘱託	武谷強助（行刑局）（朝託）	

六月四日

小田原	副看守長	宇野勇（少）	千葉
静岡	同	柴田雄（静岡）	小菅
静岡	同	齋藤昇（静岡）	府中
静岡	同	秋田倉吉（静岡）	府中
静岡	同	松井峰太郎（静岡）（甲府）	甲府
静岡	同	原島留吉（静岡）（川越）	川越少
刑務作業ニ関スル事務嘱託ヲ解ク	同	西山猶吉（静岡）（八王子少）	八王子少

同	同	坂本勝喜（三重）	高知
同	同	岩田末吉（三重）（名古屋）	名古屋
同	同	伊藤二三郎（三重）（岐阜）	岐阜
同	同	岡本幸二（三重）（金沢）	金澤
同	同	育青勘三郎（長崎）（福岡）	福岡
同	同	中村市夫（長崎）（姫路）	姫路少
同	同	若狭與三郎（宮崎）（久留米）	久留米少
同	同	油谷寅之助（宮城）（札幌）	札幌
同	同	床　隆（宮城）（網走）	網走
同	同	伊藤榮作（宮城）（網走）	網走
同	同	朝倉見介（宮城）（樺太）	樺太
同	同	野田定雄（宮城）（盛岡）	盛岡少
同	同	能登谷助男（宮城）（帯廣）	帯廣少
同	同	星野馬治（宮城）（新潟）	新潟
同	看守長	藤山ユキ（宮津支）	東京拘
同	同	稻能喜一郎（三重）（名古屋）	名古屋
任看守長（八七）宮津支	看守	金谷ユキ（東京拘）	願免
同	副看守長	長山　彰（小田原）	願免
同	同	阿部清盛（札幌）	同上
三重 金澤 任副看守長水戸（網走）	同	矢部政友（金澤）	同
	看守	鈴木彦一（水戸）	看守

六月五日

静成地区	看守長	野村勇（松山）	看守長

六月九日

	教師	染權五郎（久留米）	願免

六月十日

	看守長	鈴木隆夫（函館支）（函館上支）	函館

六月十四日

刑務作業ニ関スル事務嘱託ヲ解ク	嘱託、	布目孜（行刑局）（嘱託）	名古屋

宮城	同	佐竹利助（宮城支）	宮城支
任看守長（七）松本少（転免）	同	小泉正一（静　支）	眞岡支
戦傷病者ニ関スル恩給法ニ依ル扶助料ノ裁定ニ関スル事務ヲ嘱託ス	同	古賀文七郎（久留米）	長崎

六月十八日

刑務作業ニ関スル事務嘱託ヲ解ク	嘱託中ノ処	岡野忠治	
刑務作業ニ関スル事務ヲ嘱託ス	嘱ヲ解ク	野北祐當	
免ぜられ水戸	命ぜられ	看守長　菅藤久米藏（横浜地裁）	横浜地裁

六月二十二日

任看守長（七）松本少（転免）	教師	德川一雄（松本少）	松本少

六月十七日

戦傷病者ニ関スル恩給法ニ依ル扶助料ノ裁定ニ関スル事務ヲ嘱託ス	行刑局長	正木　亮	

六月二十三日

	典獄補	津久井作司（樺　太）	樺太

六月二十四日

	看守長	川尻四郎（札　幌）	札幌

六月二十五日

刑務作業ニ関スル事務嘱託ヲ解ク		船津文平	

六月二十八日

旭川刑務所長心得	典獄補	西　榮（府　中）	宮城支
任典獄補（七）	司法属	大坪春治（行刑局）（司法属）	同

六月三十日

任看守長（八）松本少	看守長	川尻四郎（札　幌）	願免
同上（六〇）金澤	看守	大西繁雄（松　山）	新潟
同上（六七）久留米少	同	宮崎義正（山　口）	同上
同上（六七）網走	同	菅野　勇（帯廣少）	同上
同上（六七）盛岡	同	秋本義夫（山　口）	同上
同上（八一）樺太	同	櫛本登喜夫（岡　山）	同上
同上（八一）新潟	同	鵜島利孝（長　崎）	同上
同上（八一）東京拘	同	高橋さん（宇都宮）	同上

矯正図書館

投稿規定

刑務所だより

（締切 毎月二十日 厳守）

用紙　四百字詰原稿用紙

字数　一千六百字以内

送先　東京都麹町區霞ヶ關一丁目一番地
刑務協會「刑務所だより」係宛

讀者の聲

用紙　四百字詰原稿用紙

字数　一千字以内

送先　東京都麹町區霞ヶ關一丁目一番地
刑務協會「讀者の聲」係宛

俳壇・歌壇

課題　随意

用紙　官私製葉書

俳句は一葉に五句迄　短歌は三首迄

送先　東京都麹町區霞ヶ關一丁目一番地　刑務協會　俳・歌壇係宛

一冊（税共）	金三十錢	
六冊（税共）	金一圓八十錢	
十二冊（税共）	金三圓六十錢	

●御注文は總て前金のこと

●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

寄稿家紹介

吉田　律　府中刑務所長

石川達三　作家

森田元子　實家（文展無鑑査）

原　祐三　早大講師

澁田知道　作家

福井　徹　教導官補

聽入郎　漢學者

根田象治　千葉刑務所長

吉田甲子太郎　明治大學講師

——順不同——

編輯後記

□本號も亦種々な都合で非常に遲れたことを先づ以てお詫びしなければならない。しかし、次號から順次早くなることをお約束したい。

□聖戰完遂、職力増強の一翼として行刑に課された任務は大きい。行刑は今この國家的要請に應へて大きく旋囘しようとしてゐる。しかし、その完璧を期するがためには今後に於て爲されねばならぬ多くの事が殘されてゐるとともに、是を運用する刑務官一般の心構に於ても反省しなければならぬ幾多のものがあらう。吉田府中刑務所長の含蓄ある言葉とともに決戰に處する行刑の使命に對し深き考慮を煩はしたい。

□行刑は犯罪に對する永遠の鬪爭である。是を芟除し、人の一人を正しい日本人に導くためには其の途上絶え難いほど幾多の煩雜と困難を覺悟したければならぬが、それだけに尚人間性の中に存する善きものを立派に育てあげ得た悦びは大きい。その意味に於て、本誌のため特に寄せられた石川達三氏の玉稿には味ふべき多くのものがあり、讀者と共に感謝の意を捧げたい。

□森田元子女史の鮮かな縞と麗しい紀行文とは本誌に明るさを與へるところ極めて多く感激に堪へない。

吉田甲子太郎氏の寄せられた隨筆とともにその御厚情を深謝したい。

□前號迄續いた傳記「齋藤芳彦氏」は異つた立場から見直す點もあり、其の後の調査に依つて明にせられた事實もあるでの小川太郎氏にその補遺をお願ひした。

——（ふせ）——

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十八年七月二十八日　印刷　納本
昭和十八年八月一日　發　行
東京都麹町區霞ヶ關一丁目一番地

編輯兼發行人　大原虎夫
印刷人　丹象
東京都神田區淡路町二丁目九番地

配給元　日本出版配給株式會社
印刷所　刑務協會印刷所
東京都麹町區霞ヶ關一丁目一番地
發行所　刑務協會
電話調布二三四四・三八二五
振替口座　東京二五〇五九番